

中華人民共和国
日中韓知的交流センター設立計画
予備調査報告書

平成 15 年 6 月
(2003年)

JICA LIBRARY



1172820{1}

国際協力事業団

無償計
JR
03-162

**中華人民共和国
日中韓知的交流センター設立計画
予備調査報告書**

平成 15 年 6 月
(2003年)

国際協力事業団



1172820【1】

序 文

日本国政府は中華人民共和国政府の要請に基づき、同国の日中韓知的交流センター設立計画にかかる予備調査を行うことを決定し、国際協力事業団は平成15年4月に予備調査団を現地に派遣しました。

この報告書が、今後検討される基本設計調査の実施、その他関係者の参考として活用されれば幸いです。

終りに、調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成15年6月

国 際 協 力 事 業 団
理 事 吉 永 國 光

目 次

第1章	調査の目的と調査内容	1
1-1	調査の目的	1
1-2	調査内容	1
第2章	日中韓共同研究構想の内容（中国側構想案）	3
2-1	共同研究構想の基本コンセプト	3
2-2	実施体制	4
2-2-1	国務院発展研究センターの概要	4
2-2-2	中国側の実施体制	4
2-3	知的交流センターの機能	5
2-4	知的交流センターの施設内容と規模	5
第3章	建設予定地の概要と建築上の留意点	10
3-1	建設予定地の位置	10
3-2	建設予定地の現状	10
3-3	建設予定地の建築規制	15
3-4	建設予定地のインフラ整備状況	15
3-5	交流センター建設上の留意点	15
3-5-1	内国税問題	15
3-5-2	建設に必要な行政手続	16
3-5-3	建設予定地の形状	17
3-5-4	周辺地域への配慮	17
3-5-5	住民移転と土地使用权	18
第4章	その他の調査結果（関係機関へのヒアリング）	19
4-1	中国政府商務部	19
4-2	在中国日本大使館	19
4-3	JICA 中国事務所	19
第5章	まとめ	
5-1	共同研究構想のコンセプト	20
5-2	研究センターの役割および交流センターの機能と規模	20
5-3	日本および韓国側の取り組み	21
5-4	住民移転問題	21
5-5	情報公開	21

添付資料

1. 調査団員リストおよび調査日程
2. 主要面会者リスト
3. 協議議事録（日本語、中国語）
4. 情報設備仕様書（英語、中国語）

第 1 章 調査の目的と調査内容

1-1 調査の目的

地理的、歴史的繋がりが非常に強い日本、中国、韓国の間では、社会的および経済的な連携の強化、協力関係の構築が進められている。

こうした流れの中で日中韓政府は、様々な分野、課題に関する意見交換、共同研究等に取り組んできている。

1999 年の ASEAN+3 における 3 ヶ国首脳会合においては、3 国間の経済協力強化に関する共同研究の合意がなされ、「中国の WTO 加盟後の 3 国貿易と投資」や「3 国間の直接投資の円滑化」に関する共同研究および政策提言が行われている（日本：総合研究開発機構、中国：国務院発展研究センター、韓国：対外経済政策研究院）。今後は、日中韓自由貿易圏（Free Trading Area: FTA）についての研究が進められる予定である。

更に昨年 11 月に行われた日中韓の首脳会合において、こうした協力関係を更に発展させることを目的として、3 カ国間の横断的課題に係る研究ネットワークを設立する構想（以下「共同研究構想」という）が日本側から提案され、首脳間で合意された。同構想では、環境問題、情報通信、エネルギー等の様々な分野の課題について、3 国の研究者が共同研究を行い、研究結果を各国政府に報告することが想定されている。

共同研究構想の基本的な枠組みや研究内容等は、首脳会談後の政府間実務者会合等にて議論・調整されていた。この検討の過程で、端緒の研究課題として環境（黄砂モニタリング）、IT（日本語、中国語、韓国語相互自動翻訳システムの開発）およびエネルギーの 3 種類が挙げられるとともに、3 国間の業務調整機能、同構想に関連するセミナー、シンポジウム等の開催や情報発信機能等、多様な機能を有する「知的交流センター」（以下「交流センター」という）を中国に設立する計画が中国側から提案された。

同センターについての中国側の基本的考えは、国務院傘下の国務院発展研究センター（以下「研究センター」という）の下に新組織を設立し、併せて必要な施設の建設、機材の調達を行うというものである。中国側は、施設建設、機材調達についての日本および韓国の支援を予定している。

他方、本構想の具体的な活動方針・計画等は未だ調整中であることを踏まえれば、交流センターの基本的なコンセプト、具体的活動計画、実施体制等について中国側関係者、特に国務院発展研究センターと協議し、基本的な情報の収集を行うことが先決であるため、本予備調査を実施した。

なお、上記 3 つの研究課題については、別途調査にて日中韓関係者間で調整される予定である。

1-2 調査内容

調査の大部分は研究センターとの協議に充て、残りの時間を商務部や日本側関係者（在

中国日本大使館、JICA 中国事務所) へのヒアリングに充てた。

中国側は、研究センター内に本プロジェクトの実行委員会（会長：孫 曉郁研究センター副主任）を立ち上げていた。この委員会が中心となって「中日韓共同研究センター（仮称）プロジェクト企画書（草案）」（以下「企画書」という。添付資料3「合意議事録」参照）を作成していた（中国側からは、「知的交流センター」ではなく、「共同研究センター」という名称にしたいとの申し出があったが、本文中では「知的交流センター」とする）。

同企画書には、共同研究構想の全体像、知的交流センターの機能や実施体制、必要な設備等についての中国側の考え方が記載されていた。調査団は、その内容について中国側より説明を受けるとともに、要請背景や根拠を中国側に確認した。また、中国側が交流センターの建設予定地と考えているサイトを視察した。

なお、韓国側は今回の協議への参加を見送ったため、協議等は出来なかった。

第2章 日中韓共同研究構想の内容（中国側構想案）

2-1 共同研究構想の基本コンセプト

中国側の構想によれば、従来からの共同研究事業（前述の貿易に関する研究等）および今後実施される共同研究事業は、基本的に今回の共同研究構想に集約されることとなる。

3カ国の政府は研究テーマ・分野を決定し、各国窓口機関（中国側は研究センターを想定）に共同研究の実施を指示する。各国の窓口機関は、官立・民間の研究機関の中から適当な研究実施機関を選定する。各国の研究実施機関は共同で策定した研究計画に沿って研究を行い、研究成果は窓口機関を通じて各国政府に報告される。

優先的な研究分野としては、「経済・貿易」、「環境」、「IT」、「人的資源開発」、「異文化交流」等が想定されているが、具体的な研究課題は3国間の協議事項と考えられている。ただし中国側は、前述の環境（黄砂モニタリング）、IT（日本語、中国語、韓国語相互自動翻訳システムの開発）が当面の研究課題であることは認識している。

また中国側は、人材育成事業（研究者間の交流、行政・民間人材への研修）や情報発信事業（研究成果の発信、民間人向けセミナー等）等の新事業を今回の共同研究構想に組み込み、従来からの共同研究事業を拡大・発展させることを考えており、交流センターは、こうした新事業の主要な活動拠点として位置づけられている。

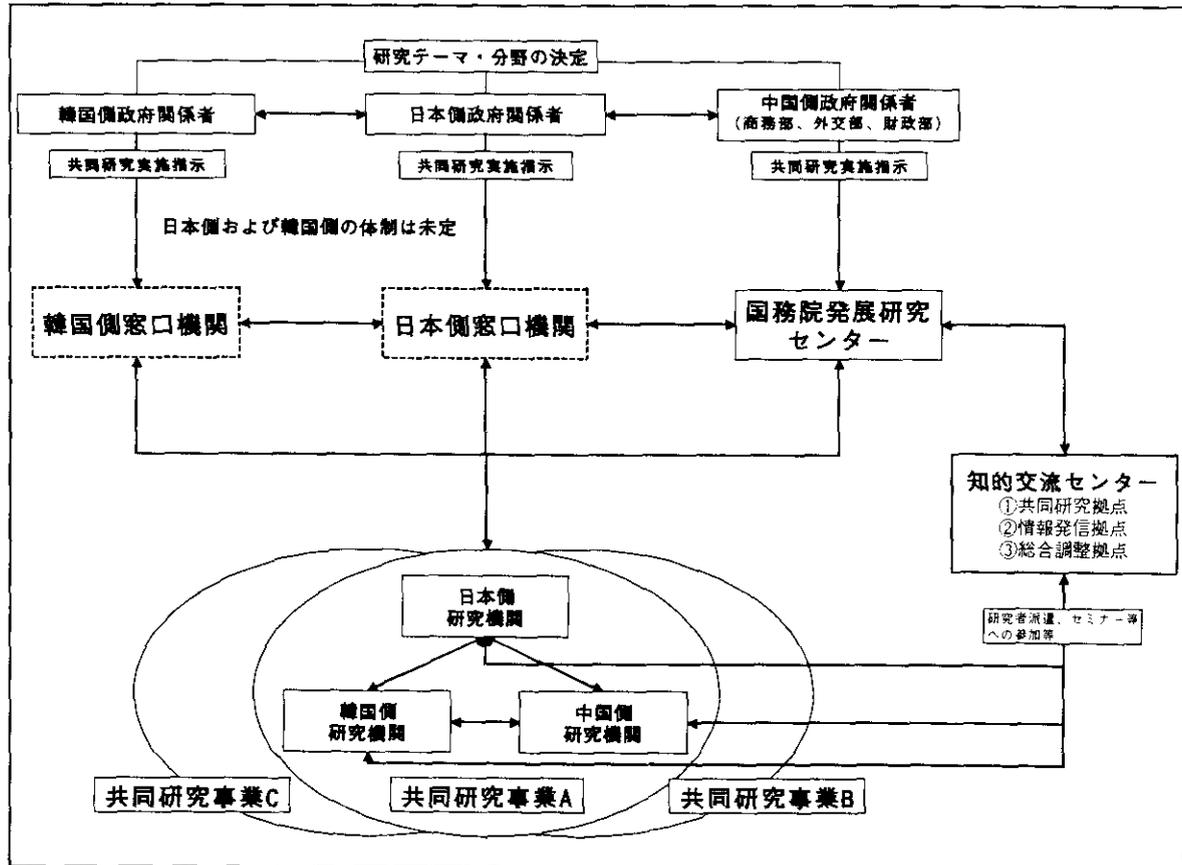


図 2-1 共同研究構想案（中国側案）

2-2 実施体制

2-2-1 国務院発展研究センターの概要

国務院発展研究センター（Development Research Center of the State Council）は、中国の社会経済分野に関する総合的な研究を行っている政府系シンクタンクである。国務院（日本の内閣府に相当）に直属しており、同院からの諮問に対する提言や各種研究活動を行っている。研究結果や提言は、国家政策に直接反映されることが多く、中国内で最も権威と実績をもつ研究機関とされている。

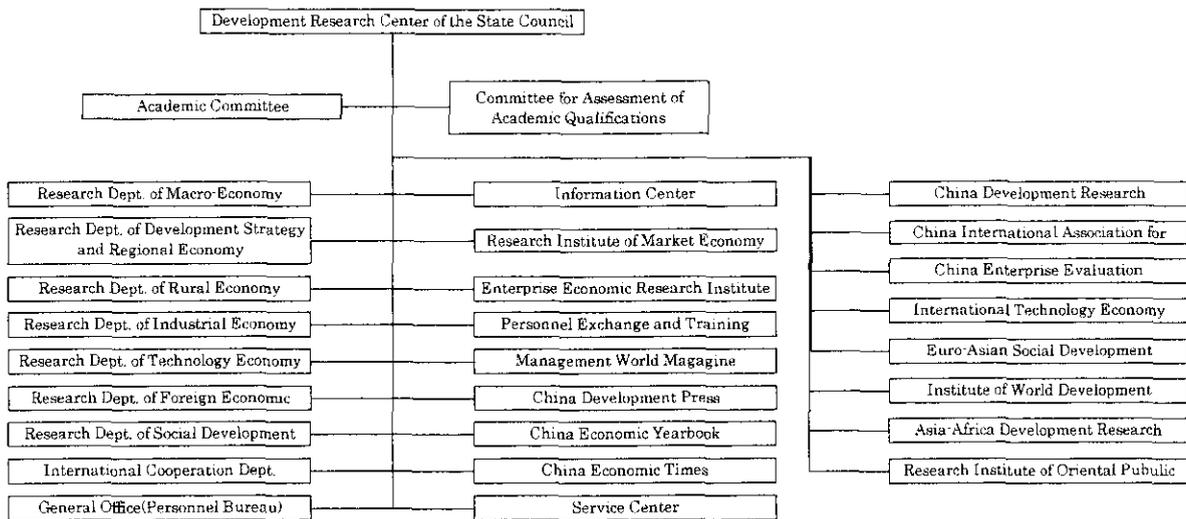


図 2-2 国務院発展研究センター組織図

出典) 入手資料

著名な経済学者や各種専門家が多数在籍し（総員 147 名）、世界銀行やアジア開発銀行、経済協力開発機構、フォード財団等の海外の研究機関との共同研究やシンポジウム等を多数行っており、1-1 の 3ヶ国間の経済協力強化に関する日中韓共同研究における中国側の代表機関でもある。また、日本の東京大学や野村総合研究所との共同研究、国際協力銀行からの各種委託研究等も行っており、我が国の研究機関との関係も深い。

2-2-2 中国側の実施体制

(1) 国務院発展研究センターの位置付け

中国側が考える共同研究構想では、日中韓各国に設置された窓口機関が、原則として全ての協同研究事業の調整・管理業務を行う。中国側は、研究センターを中国側窓口機関として活用する考えであるが、日本および韓国側の実施体制は未定である。

研究センターは、中国側の窓口機関として連絡・調整業務や関連活動（情報発信、人材交流等）に当たるとともに、基本的に全ての共同研究事業に関与することを想定している。

共同研究への関与のあり方は研究内容による。即ち研究センターが得意とする社会経済分野の研究においては中心的な役割を果たし、その他の研究（現在研究課題として挙げら

れている「黄砂モニタリング」や「自動翻訳システム」等)については、限定的な関与にとどまるとのことである。

2-2-1 のとおり、研究センターは中国内で最も権威と実績を有する研究機関ではあるが、こうした業務を行う権限や能力を有するかは不明であり、別途調査する必要がある。

(2) 知的交流センターの位置付け

交流センターは研究センター直属の機関として研究者に対する各種サービス(研究・宿泊施設)の提供やセミナー・シンポジウムの開催、情報発信業務等を行う。

交流センター長(主任)、副所長(副主任)および研究員は、研究センターから派遣されるが、事務要員等の人員は、外部との委託契約により雇用される。

研究センターは、交流センターの運営及び維持管理費全額を負担する予定であるが、客員研究員からの若干の費用(宿泊費等)を徴収することも考えている。

2-3 知的交流センターの機能

中国側が考えている交流センターの機能は、次の3つに大別される。

(1) 共同研究の拠点機能

- 1) 各国の研究機関から派遣された研究者が滞在し、共同研究を行う。
- 2) 共同研究に関連したセミナーやシンポジウムの会場を提供する。

(2) 情報発信の拠点機能

- 1) 共同研究の成果、関連情報・資料(統計、年鑑、雑誌等)等を外部に公開する。
- 2) 研究成果を活用した各種研修、一般市民向けシンポジウムを開催する。

(3) 研究センターの研究拠点機能

- 1) 研究センターから派遣された研究者(専任研究員)が、研究センターが行っている各種研究を行う。今回の共同研究構想に直接関係しない研究者も含まれる。
- 2) 研究センターの研究に必要なシンポジウム、会議等の場を提供する(現在の研究センターの建物には、大規模な会議用施設等は存在しないとのこと)。

2-4 知的交流センターの施設内容と規模

中国側は、交流センターを活用して、表2-1のような活動を行うことを想定しており、そのために表2-3のような施設・機材が必要と考えている。

業務部門、管理部門併せて7部門が必要と考えており、床面積合計は5,270m²となる。これに共用部床面積2,258m²(部門床面積合計の約48%)および駐車場面積2,400m²(40m²/台)を加えると、施設の総床面積は約10,000m²となる。

現時点では、共同研究構想の具体的な活動計画が未定であるため、中国側の施設利用計画および施設内容の妥当性を検証することは不可能である。従って、今回の調査では、施設の機能にかかる中国側の考えを確認するにとどめ、施設規模・機材数量の数値的根拠の

確認はしていない。

表 2-1 交流センター利用計画（案）

活動内容	利用頻度・利用者数（年間）
外国訪問者	100団体 約400人
専任研究員（常駐）	30名
客員研究員、短期訪問者	30名
3国共同研究事業	3～4件
その他研究事業	1～3件
学術講演会	6回
日中韓知識講座	12回
日中韓情勢分析会	4回
シンポジウム（大型）	2回 総計400名の参加
シンポジウム（特定分野）	6回 総計300名の参加
小規模研究会	80回 総計600名の参加
研修活動	4回、延べ400名
他機関への会議サービスの提供	約2000人
図書館、公開データベースの提供	約2000人

出典）中国側提出企画書

表 2-2 交流センター要請施設床面積（案）

	面積(m ²)	備考
1.要請施設		
研究部門	1,200	
図書情報部門	1,050	
会議部門	1,150	
管理部門	175	
共通部門	580	
宿舎部門	1,070	
中央監視、ネットワーク	45	
部門合計	5,270	
2.共用部		
倉庫、廊下、トイレ等	2,258	①/0.7-①により仮定
3.駐車場	2,400	地下60台 40m ² /台
総床面積	9,928	

出典）中国側提出企画書

表 2-3 要請施設・機材の概要

施設名	数量	収容能力	所要施設	原単位 (m ²)	面積 (m ²)	備考
研究部門						
研究室(専任研究員)	30	30名	研究室毎にテーブル(パソコン用テーブル付き)1、パソコンとプリンター1セット、椅子1、本棚1、キャビネット1、小型洋服ダンス1、ソファと茶卓	20	600	1200
客員研究員室	30	30名	研究室毎にテーブル(パソコン用テーブル付き)1、パソコンとプリンター1セット、椅子1、本棚1、キャビネット1、小型洋服ダンス1、ソファと茶卓	20	600	
図書情報部門						
書庫	1	8-10万冊	レール移動式本棚若干	250	250	1050
開放閲覧室	1	120名	カウンター1、管理用パソコン2、開架式と密集式書架若干、定期刊行物用本棚若干、閲覧用机若干、椅子120	550	800	
内部閲覧室	1	50名	カウンター1、管理用パソコン2、開架式と密集式書架若干、定期刊行物用本棚若干、閲覧用机若干、椅子50	200		
電子閲覧室	1	20名	半独立式閲覧用机と椅子20セット、パソコン20	50		
会議部門						
研修/会議室(大型)	1	40-50名	会議用机と椅子50、オーディオ設備1セット(プロジェクター、スクリーン、電子黒板)	100	100	1150
研修/会議室(中型)	5	20名	・四つの会議室毎に会議用机円形机、椅子20 ・マルチメディア教室、マルチメディア教学用机と椅子、内蔵式投影設備(プロジェクター、スクリーン、電子黒板)1セット	50	250	一室はマルチメディア教室
研修/会議室(小型)	5	10名	会議室毎に会議用机、椅子10セット	30	150	
多機能ホール	1	200名	机と椅子200セット、講壇1、ビデオ設備、オーディオ設備	350	350	同時通訳室付き
国際学術講演ホール	1	100名	大型スクリーン2セット、机と椅子100セット、講壇1、講壇机と椅子10セット、ビデオ設備、オーディオ設備	300	300	同時通訳室付き
管理部門						
主任弁公室	1	1名	研究室毎にテーブル(パソコン用テーブル付き)1、パソコンとプリンター1セット、椅子1、本棚1、キャビネット1、小型洋服ダンス1、ソファと茶卓	25	25	175
副主任弁公室	3	3名	研究室毎にテーブル(パソコン用テーブル付き)1、パソコンとプリンター1セット、椅子1、本棚1、キャビネット1、小型洋服ダンス1、ソファと茶卓	20	60	
管理係員事務室	3	11名	テーブル(パソコン用テーブル付き)と椅子11、パソコン11、プリンター3、本棚3、キャビネット3、ソファと机、紙粉砕機械3	30	90	
共通部門						
小型応接室	3			40	120	580 中日韓風格各一室
活動室	2			30	60	職員、研究員用
喫茶ルーム	1	30名	コーヒーマーカー、湯沸し器、机と椅子若干	100	100	
レストラン	1	100名	100人用の机と椅子、洗面器、台所用具と施設	300	300	
宿舎部分						
客員研究員の宿舎	30		部屋(シングル)、バスルーム付き、簡易台所用具	35	1050	1070
洗濯室	1		洗濯機とドライヤー	20	20	客座研究員使用
付属施設						
中央監視室(消防、警備)			消防施設、警備設備、机と椅子2セット	25	25	45
ネットワークシステム器材室、整理室			付録に記入	20	20	
駐車所	2階	60台	入口管理室、消防設備、エレベーター2台	2		地下駐車所
倉庫						
他の必要設備						
同時通訳設備	1		四語言(中日韓英)同時通訳設備			
有線監視警備システム	1					
衛生放送受信システムと設備	1					日韓英語のプログラムの受信
情報センターとデータベース用の設備			付録に記入			
交換機						
ビル自主コントロールシステム						
中央空調						
他の必要設備						
					5270	5270

出典) 中国側提出企画書

(1) 研究部門

1) 専任研究員研究室 (30室×20m²/人・室)

研究センターから派遣された専任研究員のための研究室。専任研究員は、原則として共同研究には関与しない。

2) 客員研究員研究室 (30 室×20m²/人・室)

共同研究事業に関与する研究者のための研究室。

(2) 図書情報部門

1) 書庫 (250m²、収容能力 8~10 万冊)

交流センターが関与した研究に係る全ての書物や各種統計、年鑑、雑誌等が保管される。

現在の研究センター保管スペースの代替ではなく、原則として新規入手分が保管対象となる。規模の根拠はない。

2) 開放閲覧室 (550m²)

一般市民が保存文書を読覧するためのスペース。

3) 内部閲覧室 (200m²)

非公開文書を研究者が読覧するためのスペース。

4) 電子閲覧室 (50m²)

一般市民が、設置のコンピューターにて各種電子データの閲覧、保管文書の検索を行うスペース。

(3) 会議部門

1) 研修/会議室 (大 (100m²×1 室)・中 (50m²×5 室)・小 (30m²×5 室))

研究センターおよび交流センターの関係者のための研修・会議施設である。規模は、研究センターの類似施設を参考に設定されている。

2) 多機能ホール (350m²、200 名収容)

研究関係のセミナー・シンポジウム、一般市民向けの各種公演等を行うためのホール。各種機材は、用途に応じて移動可能である。

3) 国際学術講演ホール (300m²、300 名収容)

国際会議や来賓講演会、大規模なセミナーのためのホール。各種機材は固定式とのこと。

なお、2) と 3) の兼用は不可能との回答があったが、その根拠は不明確であった。

(4) 共通部門

1) 小型応接室 (40m²×3 室)

日中韓夫々の関係者を応接するために、各国風の応接室を独立して設置することが望ましいとのこと。

2) レストラン、喫茶ルーム

関係者及び来訪者用。

3) 客員研究員の宿舎

客員研究員のため宿泊施設。

4) 駐車場

来客および関係者用に 60 台必要とのことだが、根拠はない。施設の延べ床面積を約 7,000m²とした場合、中国の建築基準（100m² 当り 0.4 台）による設置必要台数は 28 台である。ただし、建設予定地（3 章参照）付近には、バス以外の公共交通機関がないこと、常時多数の研究者が在勤すること、最大 200 名収容の多機能ホールを有すること等を踏まえれば、相応の数の駐車場は必要となる可能性は高い。

(5) その他必要施設

1) 情報センターとデータベース設備

研究成果や各種資料等を蓄積・発信するための設備（必要機材については、添付資料 4 参照）。

研究センターは、交流センターには情報発信機能が必要不可欠と考えている。研究成果や各種統計データ等を広く中国内外に発信し、人材育成等に役立てる意向である。このため、現在研究センターに付随している情報センターと類似の施設・機材を交流センターに整備することが重要と考えている。

現在の情報センターは、研究センターが蓄積している情報（マクロ経済指標等）や研究成果を外部（投資家や研究者等が主な相手）に発信している。現在 100 名の所員、数名のソフト開発者やエンジニアを擁し、最先端のデータベース施設（約 4.5 億円程度）を所有しているとのことである。

第3章 建設予定地の概要と建設上の留意点

3-1 建設予定地の位置

中国側は交流センターの建設予定地として、北京市東城区内の再開発用地を検討している。この用地は二環路内（市の中心地域）の一等地であり、東西南北をそれぞれ美術館後街（「街」とは日本語の「通」に相当）、東皇城北街、北京市中医医院、平安大街に囲まれている（添付資料3「合意議事録」参照）。

3-2 建設予定地の現状

再開発予定地は、約100年前に造成された「陽春胡同」（店舗や壁で囲まれた区画内に居住者が密集する居住形態）と呼ばれる中国式の住宅街であり、150世帯（一般市民131世帯、商店等19世帯）が生活している（住民数は不明）。居住区は複数の長屋と入り組んだ街路からなり、入り口も東・南側通路に面した数箇所に限られている。

北面の平安大街は、中央分離帯付8車線の幹線道路であり、交通量は大変多い。また、美術館後街は、北京市有数の繁華街である王府井に通じており、人および車輛の往来が多い。

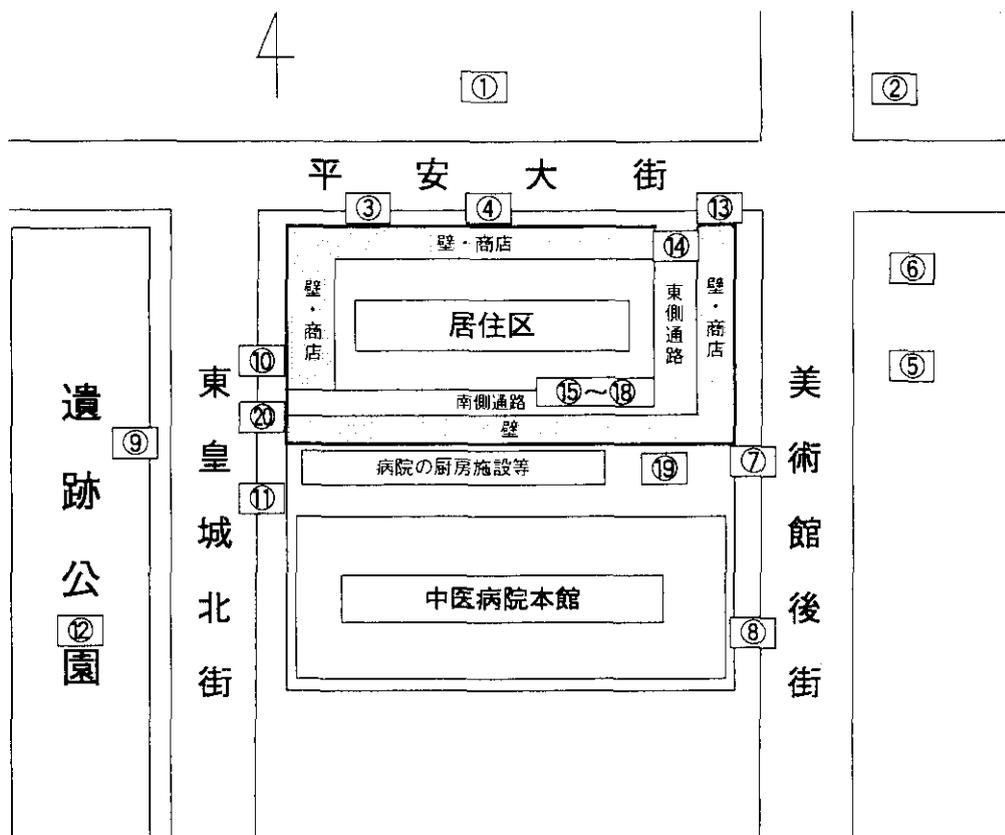


図 3-1 建設予定地俯瞰図（数字は写真番号）

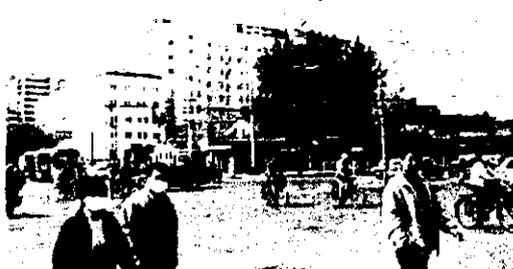
建設予定地の写真

(1) 平安大街側（北側）



①北側正面

手前の灰色の建物群が商店・住宅。奥が中医病院本館。



②北東部正面

平安大街と美術館後大街の交差点部から撮影。車輛・人の往来が多い。



③北側壁面 1

左が平安大街。



④北側壁面 2

食料品店や日用雑貨店が軒を連ねる。

(2) 美術館後大街側（東側）



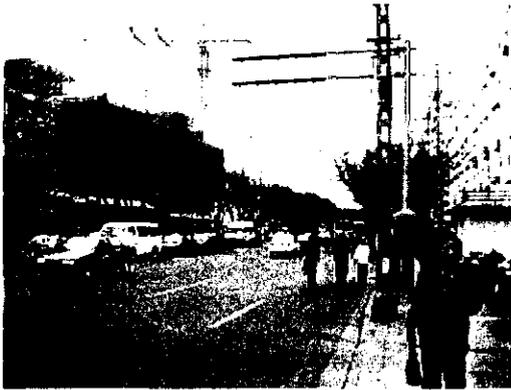
⑤東側壁面 1（中医病院との境界付近）

左奥が中医病院。右手前が東側壁面。



⑥東側壁面 2（平安大街交差点付近）

車輛・人の往来が多い。



⑦東皇城北街全景
右は中医病院。



⑧東皇城北街歩道
左は中医病院。

(3) 東皇城北大街側（西側）



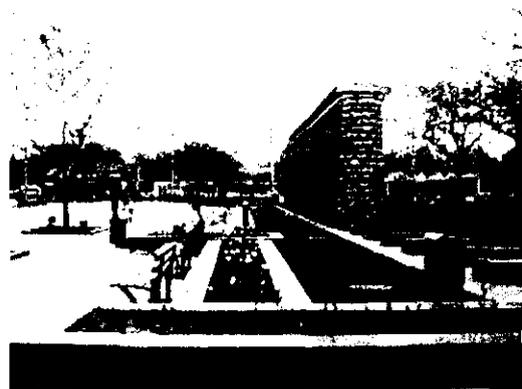
⑨西側壁面 1（遺跡公園内から撮影）
左奥が西側壁面。



⑩西側壁面 2
様々な商店が軒を連ねる。



⑪東皇城北大街全景



⑫遺跡公園
故宮の城壁の一部が残っている。

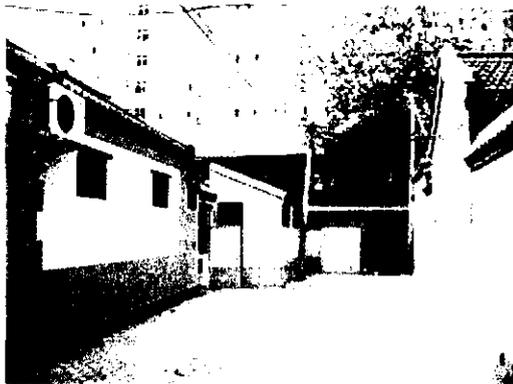
(5) 通路の状況



⑬東側通路入り口（平安大街側）



⑭東側通路全景
美術館後大街側壁面（左）、居住区（右）。



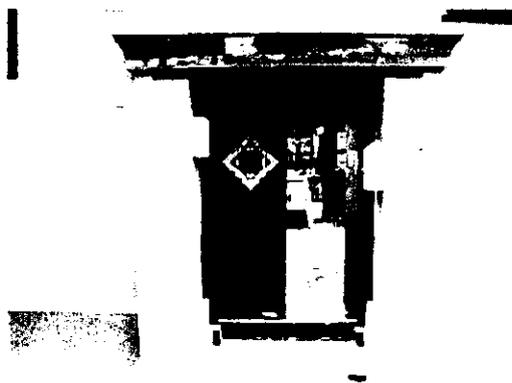
⑮東側通路内
奥は中医病院。タイル（白と水色）張りの建物は共同トイレ。



⑯南側通路全景
左側が中医病院との境界の壁面。右側に居住区への入り口が連なる。



⑰居住区内部
老朽化した長屋が密集している。



⑱居住地区への入り口（南側通路）
同様の入り口が数箇所設けられている。



⑱南側通路壁面の裏側（中医病院側）



⑳南側通路入り口（東皇城北大街側）
左が西側壁面、右が中医病院。

3-3 建設予定地の建築規制

再開発用地の総面積は約 7,400m²であり、そのうち約 5,150m²（東西幅約 185m、南北幅 30m）が建設用地に、残り 2,200m²余りが緑化用地に充てられる予定である。

用途地域は、「会館、オフィスビル用地」に指定されており、交流センターは「会館」に相当するとのことである。

容積率は 410%であり、延べ床面積の上限は地上部 21,000m²、地下 15,000m²となる。また、建築物の高さ規制は 24mである。

これらの条件を踏まえて、研究センターは地上 7 階、地下 3 階程度の建物が建設可能と考えている。しかし、この容積を全て使い切る意向は持っておらず、交流センターの計画規模に応じて取得する土地の面積を減ずるとのことであった。

3-4 建設予定地のインフラ整備状況

当該地域は北京市の中心部に位置するため、交流センターに必要なインフラは全て整備済みである。表 3-1 にインフラの種類と協議先を記す。

表 3-1 建設予定地のインフラに関する協議先

種類	協議先	備考
電気	北京市供電局	
水道	北京市自來水公司	
排水	北京市市政管理局	
電話	北京市電信管理局	
都市ガス	北京市熱氣集團	400mmの中圧管が敷設済み
地域暖房	北京市熱力公司	暖房用温水が利用可能
ゴミ収集	北京市環境衛生管理局	

3-5 交流センター建設上の留意点

3-5-1 内国税問題

中国内で無償資金協力の施設建設型案件を実施する場合には、内国税の免税問題に留意する必要がある。

無償資金協力の交換公文の規定によれば、被援助国内で賦課されるあらゆる内国税は免税されなければならない。しかし、平成 13 年度の「北京日本学術研究センター拡充計画」（平成 15 年 3 月完工）では、免税手続の遅れ、または免税措置が存在しないこと等の理由により施工業者に負担が生じている。

内国税の免税問題は日中政府間で協議され、解決策が検討されているものの、根本的な解決には至っておらず、交流センター建設計画においても同様の問題が発生することは十分考えられる。

日本学術研究センター案件の事例を参考に、中国内の免税問題の概略を記す。

(1) 増値税 (VAT)

増値税の税率は、物品・役務の内容によるが 6、13、17%である。建設案件で最も必要とされる建設資材や一次材料（砂や土等）には、夫々17%、6%の税率が適用されるとのことである。

増値税の免税手続は平成 13 年度に整備されており、手続上は免税可能であるが、以下の理由により実務上の問題が発生している。

- 1) 免税措置が地方自治体や中国内のメーカー等に周知徹底されていないため、建設業者の免税申請が断られることがある。調達先が北京市内・近郊ならば商務部を通じた対処も考えられるが、実際には調達先は中国内に点在しており、商務部または建設業者が個々に対応することは困難である。
- 2) 現行の免税手続によれば、建設業者は調達前に全ての調達資機材・労務にかかるマスターリストを中国側に提出する必要がある。しかし施設建設案件では、進捗に伴い段階的に資機材・労務を調達するため、事前にマスターリストを提出することは不可能である。

また、手続に 2~3 ヶ月が必要であるが、工期との関係により建設業者は免税許可が下りる前に工事に着手せざるを得ず、従って免税を受けられないこともある（免税措置の遡及はない）。

(2) 営業税、法人税および個人所得税

営業税、法人税および個人所得税の税率は、夫々3.51%、3.3%、25%程度（複数の情報がある）である。各税の免税措置は存在しないため、建設業者は施主発行のレター等を基に個別に税務当局と交渉し、暫定的に納税免除措置を受けたようであるが、全額が免除または還付された訳ではないとのことである。

3-5-2 建設に必要な行政手続き

現行の中国内の建築基準、規則、関連法規および必要な行政手続は複雑で、かつ建設関連機関数も多いといわれている。日本学術研究センターを担当したコンサルタントおよび建設業者でもその全貌を把握しきれていない。平成 13 年 9 月に国内法が改正されて以降、無償資金協力の施設案件の事例はないため、必要手続の詳細は不明である。現時点で事業団が入手した情報を下表にまとめた。

基本設計調査から詳細設計の間で、方案審査や初步設計、施工図設計等に関する中国側の各種審査を通過しなければならない。各段階で要求される書類の内容や設計精度等の詳細は別途確認する必要があるが、現在の基本設計調査の対象とならない書類が調査段階で求められることも十分に考えられる。また、審査期間は数ヶ月ともいわれており、調査の進捗に影響を及ぼすこともありうる。

また、日本のコンサルタントや建設業者単独での設計業務は許可されておらず、中国の設計院とのジョイントベンチャーが義務づけられている（設計図書 of 申請業務は設計院の

表 3-2 建設行政手続概要

中国内での手続		日本での相当手続	無償資金協力との整合性
手続名	必要書類等		
① 方案設計	配置図、平面図、立面図、断面図、仕上表、設計概要書等	基本構想	基本設計調査
②	方案審査	基本設計	
③	建築工程規画許可		
④ 初步設計	・ 方案設計に準拠し、土地の範囲と建設費を確定でき、資機材発注の根拠となりうる文書。 ・ 設計総説明図、建築、構造、設備の分野別説明書（構造計算書を含む）。	基本設計と詳細設計の一部	詳細設計
⑤ 拡大初步設計			
⑥	拡大初步設計審査		
⑦ 施工图設計	日本の詳細設計に相当する。日本の施工图の概念とは違う。	詳細設計	
⑧	入札		
⑨	開工申請	着工申請	施工監理

み可能)。従って、コンサルタントおよび建設業者は、地元の設計院と共同で設計業務を行うか、または設計院を申請用顧問として採用せざるを得ず、これらの費用の負担等が問題となりうる。

施工監理も同様で、日本のコンサルタント単独では不可能で、施主により採用された監理会社との共同監理とならざるを得ない模様である。

従って、今後の調査においては、建設に係る手続を十分に調査し、無償資金協力のプロセスとの整合性を確認することが必要である。

3-5-3 建設予定地の形状

幅 180m、奥行き 30mと細長い建設予定地の形状が、施設の形状に影響・制約を与えることが予想される。特に中医病院との境界である南側においては、一定のセットバックが必要であり、地上部で実際に利用できる幅は 30m よりも小さくなると思われる。

研究センターは、施設規模を検討するうえで建設予定地の形状や供用施設（廊下、トイレ等）の面積等を考慮していない。従って、仮に当該建設用地に交流センターを建設する際には、建築上の制約を踏まえて施設規模を算定し、研究センター側に提示することが必要である。

3-5-4 周辺地域への配慮

建設予定地の南側には、10 階建ての中医病院がある。計画地の細長い形状を踏まえれば、病院の敷地に最大限近接して交流センターを建設せざるを得ない。従って、施設計画に際しては、日照や騒音等の観点から中医病院の諸施設との位置関係に最大限配慮する必要がある。

また建設予定地は、古くは故宮に含まれていた歴史的な雰囲気をもつ街区にある。西側には遺跡公園（城壁址のモニュメントがある）があり、美術館も近い。従って、交流センターには、このような佇まいと調和する外観が求められると思われる。

研究センターは、外観に趣向を凝らした「日本学研究センター」（平成 13 年度無償資金協力「北京日本学センター拡充計画」）（写真）の事例も参考としている模様で、建物の外

観には相応の希望を持っている様子であった。



図 3-1 日本学センターの外観

3-5-5 住民移転と土地使用权

上述のとおり交流センターの建設予定地には約 150 世帯が生活している。また、当該地区の土地の使用权は民間業者が保有しているとのことである。従って、交流センターを建設する場合には、研究センターによる土地使用权の取得と住民移転が必要である。

研究センターの説明によれば、全住民は当該地区が再開発予定地であることを知っており、将来の立退きについても合意しているとのことである。また、保証金制度や立退き手続等にかかる法令や行政手続も整備されており、約 3 ヶ月程度で移転は完了するとのことであった。また土地の使用权取得にも特に時間はかからない模様である。

第4章 その他の調査結果（関係機関へのヒアリング結果）

研究センター以外の各関係機関へのヒアリング結果は次のとおり。

4-1 中国政府商務部

- (1) 本構想は、先般の3ヶ国首脳会談や日中国交正常化30周年等を踏まえて日本側より提案されており、政治的に極めて重要、かつ関係国にとって有意義な事業と認識している。日本側の積極的な関与、提案を期待したい。
- (2) 交流センタープロジェクトは、①日本の無償資金協力による施設および機材の整備、②中国側による建設サイトの提供、要員の配置や運営管理、の2つのコンポーネントからなり、韓国は研究者派遣により本件に参加するものと認識している。この認識に基づき、本件の早期実施に向けて研究センター内に準備体制の確立を指示した。
- (3) 本構想の中国側実施体制については、中国内および3国間の政策的な調整は商務部が行い、実務面での管理等は研究センターが担うことを想定している。研究センターは国務院（日本の内閣府に相当）直属の研究機関であり、各省庁傘下の機関と違い独立性・中立性が高い。従って本構想の実施機関として適当と考えている。

4-2 在中国日本大使館

- (1) 共同研究構想および知的交流センタープロジェクトは、日本側より提案したものあり、相応の対応は必要と認識している。
- (2) 共同研究構想における日本側の実施体制の構築は、早急に決定すべき課題と認識しているが、研究センターのような中立的で権威と権限をもつ組織はないとも思われる。
- (3) 実施中の共同研究においても、日本側研究者にとって魅力的なデータ等が中国側から提出されていないとの印象がある。本構想の下で共同研究の成果を積極的に公開するのであれば、併せてデータや資料の開放度を高めるよう中国側に要求し、日本の研究者にとって魅力ある事業とすることが必要である。

4-3 JICA 中国事務所

- (1) 共同研究構想および交流センタープロジェクトは、JICAの協力枠組み以外のスキームを含んだ長期的かつ幅広い構想を基本としつつ進められている。従って事務所としては、同構想の具体的進展を踏まえつつ情報収集や関係機関との接触を行い、JICAとしての具体的な協力のあり方を検討していくつもりである。

第5章 まとめ

5-1 共同研究構想のコンセプト

中国側は、原則として日中韓 3 国の共同研究事業の全てを今回の共同研究構想の下に集約させることを考えている。更に人材育成事業や情報発信事業等を付加し、共同研究事業を柱とした複合的な事業へと発展させることを想定しており、その中心施設として交流センターを位置付けている。日本の ODA（無償資金協力）は、従来からの共同研究事業を拡大・発展させるための資金源の 1 つとして期待されている。

他方日本政府は、首脳会談で取り上げられた環境（黄砂モニタリング）、IT（日本語、中国語、韓国語相互自動翻訳システムの開発）、エネルギーの研究を従来の共同研究事業と同様の形式で行うことを想定していた。つまり、個々の共同研究事業を本構想の下に集約し、人材育成事業等を取り込むこと等は考えておらず、日本側に総合窓口機関等を設置することも想定していなかった。また、交流センターの位置付けも本構想の中心施設というよりは、情報発信や会議のための施設の 1 つと認識していた感がある。

よって日中の当事者の間には、共同研究構想のコンセプトに関して見解の相違があると思われる。今後本構想を推進する場合には、先ず日中韓で共通の事業コンセプトを確立し、然る後に交流センターの必要性や機能、共同研究内容等を詰めていくことが望ましいと考える。

5-2 研究センターの役割および交流センターの機能と規模

中国側の企画書においては、研究センターおよび交流センターの役割は大方明確であるものの、これらは基本的に共同研究構想のコンセプトにより変わりうるものである。また、研究センターが中国側の総合調整機関として機能するための権限と能力を有するかは不明である。

交流センターの機能としては、①共同研究の拠点、②情報発信拠点、③研究センターの研究拠点の 3 つが挙げられている。中国側の説明によれば夫々相応の意義はあり必要な機能と思われるが、基本的には事業コンセプトによって変化すると思われる。

交流センターの施設内容・規模については、中国側は既存の研究施設（日本の民間シンクタンク等）を参考にしつつ、自らの希望を織り込んで設定した模様であるが、その妥当性を示す根拠は持っていない。共同研究構想の全体像や事業計画等が未定であることを鑑みれば当然といえる。

両センターの機能や役割等は、共同研究構想の基本コンセプト等が固まる中で帰納的に決定されるべき事項であり、先ず 3 国間で本構想のコンセプトを固めることが肝要と思われる。

5-3 日本および韓国側の取り組み

中国側は、今回の共同研究構想を昨年の3ヶ国首脳会談の結果や日中国交正常化30周年を主たるモメンタムとする事業と認識している。従って商務部や研究センターは、共同研究構想および交流センター建設プロジェクトを最重要プロジェクトと位置づけて積極的に推進していく意向を持っている。

更に本構想が日本側から提案されていることを踏まえ、日本に対しても積極的な関与を期待していることは明らかで、日本側としても本件に対して相応の対応をしていくことが重要と思われる。

また、今回の協議に韓国側関係機関は参加していないため、本件にかかる韓国側の考え方は不明であるが、今後の調査では韓国側も巻き込んで協議すべきと考える

5-4 住民移転問題

3-5-5のとおり、中国側が想定する建設予定地に交流センターを建設する場合には、およそ150世帯の住民移転が必要となる。中国側の説明によれば、当該地区が再開発予定地であること、および再開発に伴い移転が必要であることを全ての住民が承諾しており、正当な手続に従い3ヶ月程度で移転は完了するとのことである。

無償資金協力事業において住民移転問題は極めて重要な問題であり、現在改定中の「JICA環境社会配慮ガイドライン」の中でも主要な論点となっている。従って、今後の調査においては同ガイドラインに関連して議論されている施策や手続の検討も視野に入れつつ、中国側の移転対策や手続の詳細を十分に確認することが重要と思われる。

5-5 情報公開

中国は開放政策に伴い情報公開を推進しているものの、急性肺炎(SARS)の事例で国内外から批判されたように情報統制は未だ厳しいといえる。

共同研究事業に対して無償資金協力を投入する際には、日本や韓国の研究者の関心を高めるため、共同研究に関連する全てのデータや資料、成果等を原則開放とする体制を中国側に求めることが肝要である。

添付資料

1. 調査団員リストおよび調査日程
2. 主要面会者リスト
3. 協議議事録（日本語、中国語）
4. 情報センター仕様書（英語、中国語）

1. 調査団員および調査日程

(1) 調査団員

- 総括：海保 誠治（国際協力事業団無償資金協力部 次長）
計画管理：村田 顕次（国際協力事業団無償資金協力部 計画課）
研究開発計画/組織：重松 康秀（重松経営研究所）
施設/機材計画：星合 善文（株式会社設計）
通訳：高良 さとみ（日本国際協力センター）

(2) 調査日程

月	日	曜	日	行	動	内	容
4月	14日		月	日本	出発、	在中	日本大使館、JICA事務所表敬
4月	15日		火	商務	部、	国務院	発展研究センター表敬・協議
4月	16日		水	国務	院	発展	研究センターとの協議
4月	17日		木	国務	院	発展	研究センター情報センター視察
4月	18日		金				・ミニッツ署名 ・大使館、JICA中国事務所報告
4月	19日		土	総括、	計画	管理	帰国
4月	20日		日	団内	打ち	合わせ	
4月	21日		月	関連	サイト	視察	
4月	22日		火	その他	協議	等	
4月	23日		水	コンサル	タント	団員	帰国

2. 主要面会者リスト

(1) 商務部

康 炳建

国際経貿関係司副処長

楊 澄

国際経貿関係司

(2) 國務院發展研究センター

孫 曉郁

センター副主任

劉 世錦

弁公庁主任

張 小濟

對外經濟研究部長

趙 晋平

對外經濟研究部副部長

郭 六旺

弁公庁副主任

李 桐連

国際合作局長

朱 フイ

国際合作局員

張 琦

對外經濟研究部課長

蔣 希衡

對外經濟研究部

李 明

情報センター副主任

(3) 在中日本大使館

湯本 博信

一等書記官

太田 学

二等書記官

(4) JICA 中国事務所

櫻田 幸久

所長

加藤 俊伸

次長

位坂 和隆

企画調整員

王

職員

中華人民共和國
日中韓知的交流センター設立計画予備調査
協議議事録

日本国政府は、2002年11月の日中韓首脳会合で合意された日中韓知的交流センター構想に基づいて、「日中韓知的交流センター設立計画」（以下「計画」という）に関する予備調査の実施を決定し、その実施を国際協力事業団（以下「JICA」という）に指示した。

JICAは、無償資金協力部次長海保誠治を団長とする予備調査団（以下「調査団」という）を2003年4月14日から4月23日まで中華人民共和国に派遣し、中華人民共和国政府（以下「中国側」という）関係者と協議するとともに現地調査を実施した。

協議および現地調査の結果、双方は付属書に記述された主要事項について確認した。

本議事録は、本文と付属書から構成され、日本語版、中国語版それぞれ2部作成し、日中双方の合意のもとに署名され、各関係機関が各1部所有し、ともに同等の効力を有するものである。

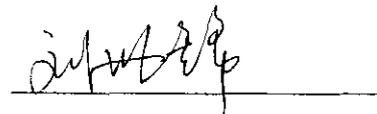
2003年4月18日 北京にて

日本国
国際協力事業団
予備調査団団長
海保 誠治



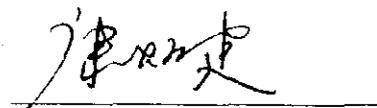
A handwritten signature in black ink, appearing to be 'Seiichi Ueno', written over a horizontal line. The signature is stylized and cursive.

中華人民共和國
國務院發展研究中心
弁公庁主任
劉 世錦



A handwritten signature in black ink, appearing to be 'Shijin Liu', written over a horizontal line. The signature is cursive and somewhat abstract.

中華人民共和國
商務部 國際經貿關係局
副処長
康 炳建



A handwritten signature in black ink, appearing to be 'Bingjian Kang', written over a horizontal line. The signature is cursive and somewhat abstract.

付属書

1. 知的交流センター設立の目的

2002年11月に日本、中国、韓国の3カ国の首脳によって合意された日中韓の共同研究構想の目的は、3国間の諸課題に関する共同研究や人的交流を促進し、併せて3国の人材育成を図ることである。

知的交流センター設立の目的は、共同研究の実施や研究結果の発表、関連情報の発信、関係研究機関との連絡調整機能等の様々な機能を有するセンターを活用して、上記構想の具体化を促進することである。

2. 知的交流センター建設予定地

知的交流センターの建設予定地は、北京市東城区内にある。別添1に建設予定地の概況および地図を記す。

なお、別添1に示された延べ床面積は、建設予定地の法律的な床面積の上限を示すものであり、知的交流センターの規模を示すものではない。

3. 中国側の責任機関および実施機関

本計画における中国側の責任機関は、中華人民共和国商務部であり、実施機関は、国務院発展研究センターである。

4. 3国共同研究の実施体制

3国共同研究を実施する際の商務部および関連部、国務院発展研究センター、知的交流センターの関係を別添2に記す。

商務部および関連部は、3国共同研究のテーマの決定等の政策的レベルの運営管理を行う。国務院発展研究センターは、決定された政策を実施するため、日中韓の関係する研究機関等と協力して研究計画を策定するとともに、3国共同研究構想の中国側窓口機関として連絡調整およびその他必要な業務を行う。

5. 知的交流センターの機能等

中国側は、知的交流センター機能、運営管理体制等が記載された企画書を提出し、日本側はその内容を確認した。この企画書を別添3に示す。

6. 中国側の要請内容

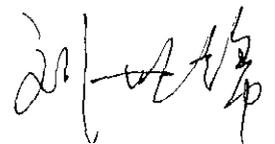
本計画における中国側の日本側に対する要請内容は、知的交流センターの新規建設および関連機材調達に関する日本の無償資金協力である。要請内容の詳細を別添4に示す。

7. 計画の名称

中国側は本計画の名称として「日中韓共同研究センター設立計画」を提案した。正式な計画の名称は、今後日中韓の協議を経て決定される。

8. 無償資金協カスキーム

調査団は、別添5に示した日本の無償資金協カスキームの内容を説明し、中国側はこれを理解した。



9. 今後の方針

今回の調査結果等を踏まえ日本国政府が本計画の実施を決定した場合には、日本国政府の指示に基づいて、JICA が基本設計調査を実施する。

10. 調査予定

調査団（コンサルタント団員）は、引き続き 2003 年 4 月 23 日まで現地調査を継続する。

11. その他確認事項

(1) 建設予定地における住民移転

中国側は、本計画が無償資金協力にて実施されることとなった場合、期限までに中国の法規に則り適正な手続きを踏まえて住民移転を完了させることを約束した。

(2) 施設の機能、規模および必要機材の内容

日本側は、中国側が示した知的交流センターの機能、施設の内容、規模およびその根拠を確認した。中国側は必要な機材の具体的内容について検討し、機材リストを作成の上、可及的速やかに国際協力事業団中国事務所に提出すること。

なお、中国側から提案された知的交流センターの機能、施設の規模および機材の具体的内容については、日中間で更に検討し合意形成を図ること。

以上

- 別添： 1. 建設予定地概況および地図
2. 実施体制概念図
3. 中国側提出企画書
4. 中国側要請内容
5. 日本の無償資金協力の仕組み

「中日韓共同研究センター」建設用地概況

一、概略

「中日韓共同研究センター」というプロジェクト建設のため、中国側は建設用地を準備した。建設用地は北京市東城区にあり、東が美術館後街であり、西が東皇城北街であり、南が北京市中醫院の北塀に臨み、北が平安大街に臨み、際限はつきり、交通の便利な所である。

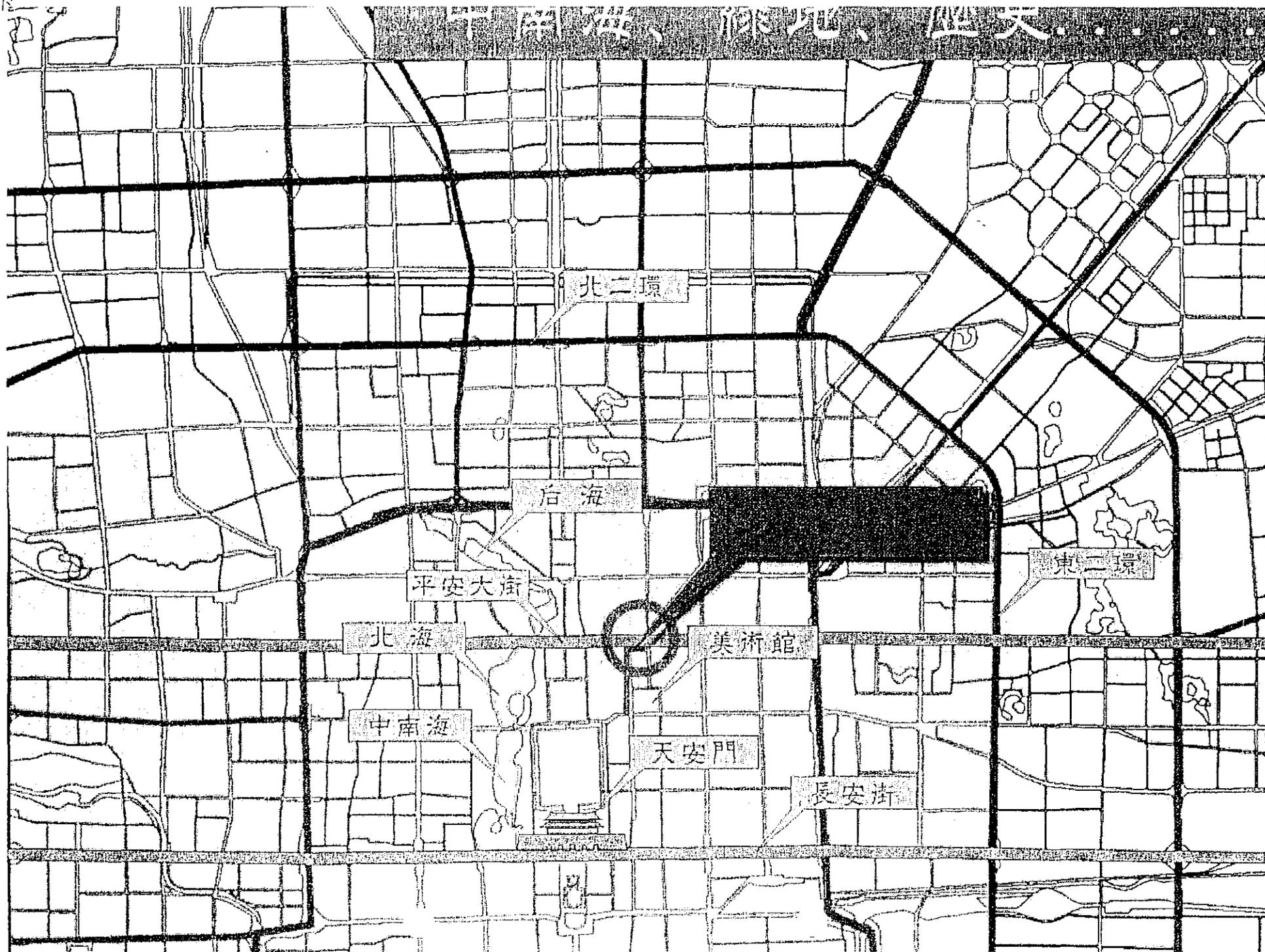
建設用地の総面積は約 7 4 0 0 平方メートルもある。その中に、計画用地は長さ東西 1 8 5 メートル、広さ南北 3 0 メートル、面積が 5 1 5 0 平方メートルである。補助用地は 2 2 0 0 平方メートルあり、緑化用地につかえる。土地使用計画に定めた開発性質（用途地域）は会館、オフィスビル用地である。「中日韓共同研究センター」というプロジェクトの具体的な位置と面積は、この建設用地に選定することが可能である。

二、パラメーター：

北京市計画委員はこの建設用地について、次の主なパラメーターを確定した。計画用地面積は 5 1 5 0 平方メートルである。地上建築の最高高さは 2 4 メートルである。地上建築の最大規模面積（延べ床面積）は 2 1 0 0 0 平方メートルに制限される。建築の最大総面積（延べ床面積）は 3 6 0 0 0 平方メートルで、その中地上建築総面積は 2 1 0 0 0 平方メートルで、七階建物であり、地下建築総面積は 1 5 0 0 0 平方メートルで、三階建物である。容積率は 4 . 1 である。建築密度（建ベイ率）は 6 0 % で、緑化の割合は 2 0 % である。



別添 1-2



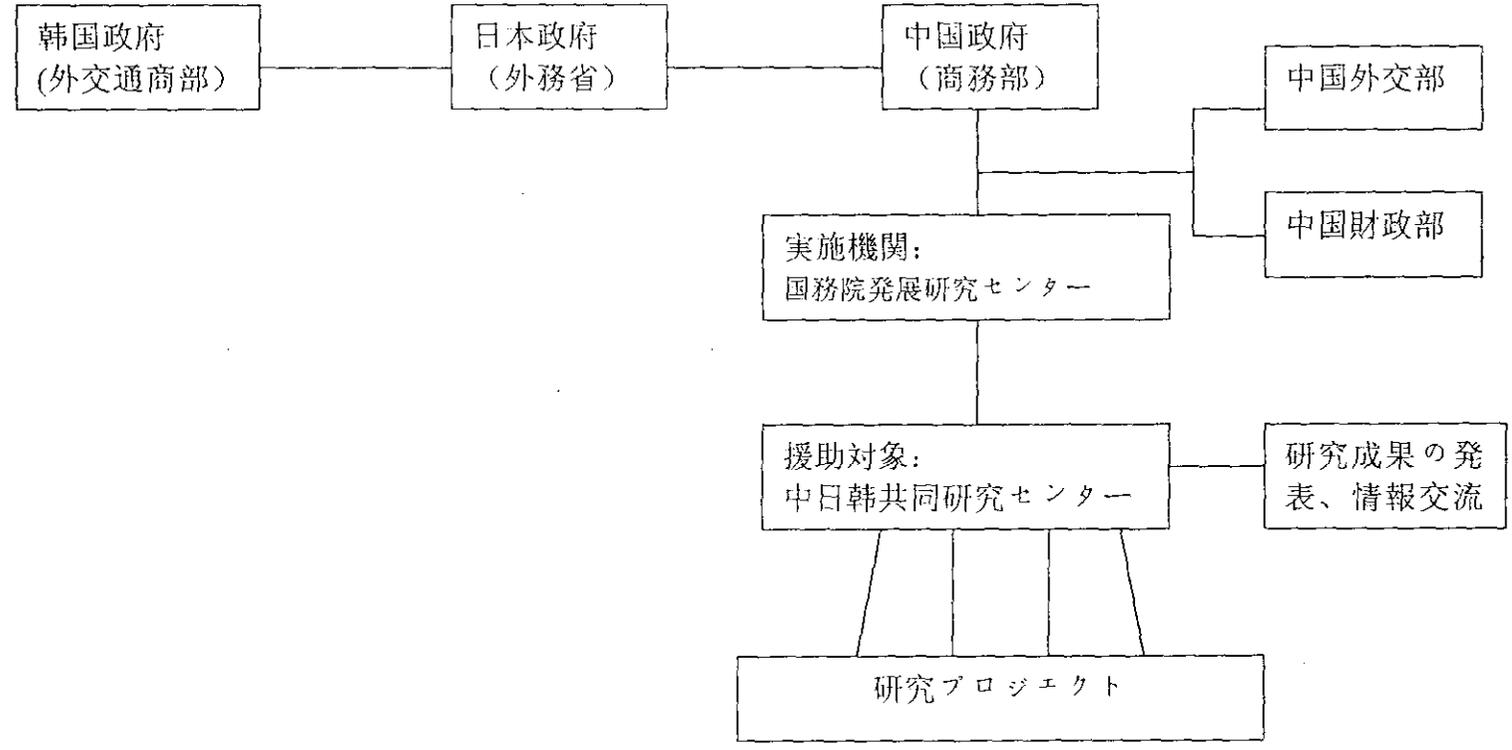
2007/4/6

Handwritten signature or initials.

Project 4/4

別添 2

プロジェクト実施体制概念図



Handwritten signature or mark.

「中日韓共同研究センター（仮称）」

プロジェクト企画書（草案）

中日両国政府の協議の結果に基づいて、日本政府の提供する無償援助を用いて北京で「中日韓共同研究センター（仮称）」を作るための事前調査が始まった。国務院発展研究センターは、中国側の引き受け機関として、プロジェクトの実施と設立後の運営管理を担うことになる予定であるため、慎重に検討したうえ、以下の企画書を纏めた。

一、「中日韓共同研究センター」設立の目的と意義

「中日韓共同研究センター」設立の目的は、小泉純一郎日本国総理より提案され中日韓三国首脳の合意に達した構想を実行に移し、三国間の共同研究、人材及び知的交流のネットワークを作り上げることによつて、中国における中日韓三国間の協力と交流に関する研究、研修環境を向上させ、関連の人材、情報、施設などの資源開発と効率的な利用をはかると同時に、三国の産官学の識者に適切な研究、勉学及び情報交換の条件を提供し、中日韓三国間の共同研究と学術交流を促進することである。

北京での無償援助による「中日韓共同研究センター」建設は、以下の意義があると思われる。第一には、グローバル化の中で東アジア地域、特に中国、日本、韓国三国間相互関係のより一層の緊密化が進んでおり、関連問題についての共同研究と交流が強く求められている。第二には、地域内でこのような研究と交流のネットワークを構築することが重要であり、そのための中国における研究環境の向上ができれば大きな意味がある。第三には、中国国内で現在の二国間、あるいは三国間問題の研究と交流活動がすでに展開されているものの、単分野で技術的面に限られるケースが多く、多分野に跨がる総合的、社会的な研究と交流活動の遂行できるシステムがなかった。第四には、中国国内に既存の研究施設には研究分野、研究能力、国際交流の条件、従来の多国間共同研究の経験などについて限界があつて、このような大きな事業の展開にあたり、新しい施設の建設と研究チームの再編成が必要であり、発展途上国としての中国の財力で新しい施設の建設が困難であるため、一定の国際援助が大変役立つ。第五には、北京には研究機関や関連分野の専門家が集中しており、国際交流の利便さもあつて、施設の利用効率の向上ができる。

二、「中日韓共同研究センター」の主要機能

1. 三国研究機関の研究交流活動の組織と参加

中日韓共同研究センターは、三国の関連研究機関とリンクし、ネットワークを作ることによつて、関心のある地域内外問題についての研究交流活動を継続し、拡大させる役割を果たすべきである。具体的には次のような三国間研究交流事業の展開が必要である、三国首脳の提唱に基づいて2000年に正式にスタートした三国研究機関による経済協力に関する共同研究交流プロジェクトを継続させること；現在既に展開中の「黄砂」、「三国言語自動翻訳システム」及びその他の三国間または二国間の研究交流に組織し参加すること、三国政府及び民間機構から提唱されたその他の研究交流活動を参画し、実行に移すこと；三国の官産学フォーラムを設立し、三国の関係者による直接交流の機会を提供すること、内外研究機関同士やその他の機構、専門家同士の相互訪問を行い、意見交換を進めることなどである。

2. 中日韓間の交流と協力に関する研究の展開

センターでは、専らに研究に従事する研究部門を設け、政府首脳の提唱による三国間協力に関連する研究テーマで研究を行うほかに、三国の政府部門、企業、学術機構と他の団体からの三国間または二国間協力に関する委託研究を引き受けることもできる。研究範囲は経済、環境保全、エネルギー、文化交流、国際関係、人力資源開発などの分野に跨がる。

3. 中日韓三国からの客員研究員と訪問学者の受け入れ

三国の政府関係者、学者と企業経営者の間の意見交換と共同研究を支援し、国際研究協力と知的交流を促進するため、センターは研究課題の必要に応じて定期的若しくは不定期的に研究機関同士の間で客員研究員の相互派遣を行う中で、中日韓三国から専門家を招いて短期的な協力研究に努める一方、他の三国交流、協力問題にかかわる調査研究に従事する専門家の希望に応じて短期訪問研究員を受け入れることもできる。

4. シンポジウムの開催と関連会議へのサービス提供

研究と意見交換を深め、研究成果を社会に広く知らせるために、センターは定期若しくは不定期的に中日韓三国間の交流と協力問題に関する情勢分析会、シンポジウム、学術講演会と特定テーマの講座を開く必要がある；三国間の経済協力における共同研究プロジェクトに関する連絡会議、中間報告会、産官学フォーラムなど必要の事務運営と会議のための利用条件を提供する。それと同時に、センターは三国の知的交流を支援し促進する精神に基づいて、施設に効

率的な利用をはかるために他の政府機構、学術団体または機構が主催する三国問題に関わる課題の検討、会議の開催に対して基本的な会議条件を提供する。

5. 三国の政府関係者、産業界関係者を対象とする研修活動の実行

人材の育成と交流の促進は三国間協力の主要内容であり、三国首脳の共通認識である。これらの意見を徹するために、三国交流と協力にかかわる政府関係者や企業関係者の職務能力の向上と法律知識充実のために、センターは関連問題をめぐる研修活動を事業内容の一つとして重要視し、公務員と企業関係者を対象に定期的、不定期的に専門研修に参加させ、そのための専門家授業、マルチメディア講義、資料検索、研修室などより良い条件を提供する。

6. 中日韓関連情報システムの設置と情報サービスの提供

センターは三国首脳と経済閣僚会議で達した共通認識を実行に移すため、三国間交流と共同研究に役立つ情報システムを装備する必要がある。その主な内容は次の通りである。1) 三国データベースの設置、三国ともに関心のある分野のデータと資料を集める; 2) 内部のネットワーク化のワークシステムの設立、すべてのマルチメディア教室と研究室でコンピュータ端末を設けて、インターネットにつなぐ。研究員と研修者はコンピュータを使って討論を行い、センターのデータベースから資料を引き出し利用することができる; 3) ホームページをつくり、三国研究機構は共同で掲載内容の作成と更新を務め、インターネットで三国の政府と民間のウェブサイトにつながさせ、中、日、韓、英の四種類の言語で研究成果とデータベース情報が掲載できる。4) 小型図書館: 三国の法律と法規、技術標準、統計年報及び課題研究関係の書類、新聞と資料などを集め、研究員や一般人向けに閲覧サービスを提供する。他方、内外の学術と情報の交流を強めるために、センターは定期若しくは不定期的に内外の専門家と政府関係者を招いて、三国政府、企業と専門家が注目している問題について、インターネットで意見を発表し討論し、社会にハイレベルの知恵と情報サービスを提供する。センター内部のデータベースと資料は部外者に対しても情報サービスの提供ができる。

三、中日韓共同研究センター成立後の運営と管理体制

1. 中日韓共同研究センターの性質

中日韓共同研究センターは正式に成立してから、対外に「中国中日韓共同研究センター(仮称)」と称し、中国側の管理システムに従い、国務院発展研究センターに直属する非営利事業体の性格を持つ。中日韓共同研究センターの役員、係員と研究員は国務院発展研究センターにより招聘し、任命する。

2. 中日韓共同研究センターの内部組織

中日韓共同研究センターに、役員として、主任1人、副主任数人を置く。主任は、センターの日常運営、研究プロジェクトの企画、実行と人事管理などについて全責任を持つ。副主任は主任を補佐し、それぞれ研究プロジェクト、国際交流、資料システム、総務などの業務管理を分担する。中日韓共同研究センター内部に下記の部門を設ける。

弁公室： センターの財務管理、施設のメンテナンス、総務、人力資源の開発と管理、国際交流活動の組織と調整、会議の運営などの業務を行う。

研究室： 研究分野別に研究室を3つか4つ設け、各研究室に室長1人を含め専任研究員それぞれ8人以内を置く。専任研究員は、中日韓三国関連問題の研究を行い、研究プロジェクトの企画、実行と交流活動の遂行に務める

情報資料室： 内部のネットワークとホームページの創建、制作、維持；図書資料の収集、整理と管理；データベース設置、維持と内容の更新；研究成果の印刷、出版と広報などの業務に当たる

3. 中日韓共同研究センターの運営経費について

センターの役員、研究員、事務係り及び補助人員の給与と日常業務の経費、センターの施設のメンテナンスと更新、管理費用、三国の共同研究と交流活動のための中国側分担金、会議経費、資料費、広報費とその他の日常運営に必要な経費は国務院発展研究センターが全額負担する。

四、中日韓共同研究センターに必要な施設と設備

1. 利用者数の見込み

上記の機能にしたがって、中日韓共同研究センターは三国間の共同研究と交流活動の関係者や、各国からの経済関係者訪問団を招待する必要がある。年間で延べ100団体、400人前後の外国訪問者を、中、日、韓三国からの客員研究員と訪問学者を約60人（同時滞在は30人限度）受け入れ、専任研究員をいれて最大限で約100人の専門家が研究施設、資料室の同時利用があると見られる。

センターは年間企画し、実行する三国間あるいわ二国間の共同研究プロジェクトは3~4件とし、最少限で各関連分野では専任研究員及び国内研究者による研究プロジェクトをそれぞれ1~3件実行する予定である

センターは一年間に学術講演会を6回、中日韓知識講座を12回、情勢分析会を4回開く予定である。会議参加者は約2000人前後と見込み、大型シンポジウムを2回主催し、総計400人の参加、特定分野の研究テーマのシンポ

ジウムを6回主催し、総計300人の参加、小規模研究会を80回召集し、参加者が総計600人前後であると見込まれる。

センターは三国間の政府、産業界関係者が参加する特定テーマの研修活動を実行する。単年度で研修を4回、研修員を延べ400人の受け入れを予定している。同時に他機構の主催するシンポジウムに会場などのサービスを提供し、参加者を延べ2000人前後になると見込まれる。図書館や公開可能のデータベースを部外者の利用に提供する予定であり、年間で約2000人の利用を見込んでいる。

総じて、中日韓共同研究センターは来訪者の接待、会議と研究場所の提供、資料の調べとデータベースの利用及び客員研究員の基本的な宿泊、食事を含むサービス施設を提供する予定である。

2. 基本施設

事務室：センターの管理者と事務係りの日常事務に使用；

学術講演ホール：国際会議、学術講演会の開催と研究成果の発表に使用；

多機能ホール：大型のシンポジウムの開催、センターの研究成果の展示会及び他の三国間の交流活動に使用；

会議室：中小規模のシンポジウム、研究会の開催、研修活動とプロジェクト打ち合わせに使用；

小型応接室：国内外からの来訪者の会見、貴賓の控え室に使用；

研究室：センターの専任研究員の研究と関連事務に使用；

客員研究員室：客員研究員と短期訪問研究員の研究に使用；

客員研究員の生活施設：客員研究員と短期訪問研究員の宿泊、食事に使用。具体的には宿舎、活動室、洗濯室、レストラン、厨房（中規模の会議に食事サービスが提供できる）、喫茶ルーム等が含まれる。

情報センター施設：情報交流のためのデータベースとウェブサイト関連設備、研究者、研修員または部外者が資料を調べるための専門図書資料館を含む；

研修施設：研修活動のための関連施設、マルチメディア教室、研修室を含む；

他の付属施設：地下駐車場、有線監視警備システム、衛星テレビ受信システム情報センターやデータベースに必要なハード設備などを含む。

五、中日韓共同研究センタープロジェクトの準備体制

協議に基づいて、日本政府は無償援助の方式で「中日韓共同研究センター」

に建築物と必要な器材を援助し、成立後の共同研究に必要な研究経費の一部を提供する。韓国は共同研究に参加する方式で適切な支援を提供する。中国側は建設用地を選定し、それを整えるほかに、前期準備と完成後の運営管理及び研究活動の展開について責任を持つ。

援助プロジェクトを着実に実施するために、国務院発展研究センターは専らプロジェクト実行委員会を設立した。同委員会の役割は、実施企画の作成と成立後の運営案の策定、準備作業の必要に応じて国務院発展研究センターの事業案内についての書面資料の作成、日本側調査団との会談、中国側の考え方についての説明、建築用地の選定、必要経費予算の申請、及び他の前期準備業務などである。

「中日韓共同研究センター」プロジェクト実行委員会

会長：孫曉郁（国務院発展研究センター副主任）

メンバー：

劉世錦（国務院発展研究センター弁公庁主任）

張小濟（国務院発展研究センター対外経済研究部部長）

李桐連（国務院発展研究センター国際合作事務局局長）

趙晋平（国務院発展研究センター対外経済研究部副部长、中日経済知識交流会事務局長）

孫蘭蘭（国務院発展研究センター国際合作事務局副局长）

郭興旺（国務院発展研究センター弁公庁副主任）

張 琦（国務院発展研究センター対外経済研究部課長）

蔣希蘅（国務院発展研究センター国際合作事務局）

事務局長：趙晋平、孫蘭蘭、郭興旺

連絡係：張 琦、蔣希蘅（TEL：65233370，65236066；FAX：65236060）

別添 4 :

「中日韓共同研究センター」の施設と設備

	所要施設	数量(個)	規格	備考欄
研究 部門	研究室(専任研究員)	30	30人	
	客員研究員室	30	30人	
会 議 部門	研修/会議室(大型)	1	40-50人	
	研修/会議室(中型)	5	20人	其の中の一室は マルチメディア教 室
	研修/会議室(小型)	5	10人	
	多機能ホール	1	200人	同時通訳室とマル チメディア設備付 き
	国際学術講演ホール	1	100人	同声通訳室とマル チメディア設備付 き
管 理 部門	主任事務室	1	1人	
	副主任事務室	3	3人	
	係員事務室	3	11人用	
図 書 情 報 部門	書庫	1	蔵書8-10万冊	
	開放閲覧室	1	120人	
	内部閲覧室	1	50	
	電子閲覧室	1	20	
共 通 部門	小型応接室	3		中日韓風格各一室
	活動室	2		職員、研究員用
	レストラン	1	100人	厨房関連施設
	喫茶ルーム	1	30人	
宿 泊	客員研究員の宿舍	30(室)		単独バスルーム付 き
	洗濯室	1		客員研究員用
付 属 施設	中央監視室(消防、警備)	1		
	電信システムの機械室、 スタッフの事務室			
	駐車場	地下2階	60台	地下駐車場
必 要 設備	同時通訳設備	1(セット)		中日韓英四カ国語
	有線監視警備システム	1(セット)		
	衛星テレビ受信システ ムと設備	1(セット)		日韓英語のプログ ラムの受信できる
	中央空調	1(セット)		
	情報センターとデー タベース用の必要なハー ド設備			
	その他の必要な器材			

日本の無償資金協力の仕組み

無償資金協力は、被援助国に対して返済義務を課さない資金を供与する援助であり、被援助国が自国の経済・社会の発展のための計画に役立つ施設、資機材および役務（技術あるいは輸送等）を調達するのに必要な資金を我が国の関係法令に従って、以下のような原則により贈与するもので、我が国が資材・機材、設備等を直接に調達して現物供与を行う形態はとっていない。

1. 無償資金協力実施の手順

我が国の無償資金協力は、次のような手順により行われる。

第一段階では、被援助国から提出された要請書を基に日本国政府（外務省）が無償資金協力としての妥当性を検討し、案件の優先順位が高いことを確認した場合には、JICA に対して調査の指示を行う。

第二段階では、JICA が調査（基本設計調査）を実施する。JICA は、この調査を原則として我が国のコンサルタントとの契約によって行う。

第三段階では、第二段階で JICA が作成した基本設計報告書に基づいて日本国政府が、そのプロジェクトの無償資金協力としての適当性を審査し、閣議請議を行う。

閣議によって承認されたプロジェクトは、両国政府の交換公文の署名によって正式に実施が決定され、無償資金協力が実行に移される。

無償資金協力の実施において JICA は、入札・契約手続き、その他の事項につき被援助国政府に協力を行う。

2. 調査の位置付け

(1) 調査内容

JICA が実施する調査（基本設計調査）は、要請の背景、目的、効果並びに実施に必要な維持管理能力等を調査し、技術的および社会・経済的観点から妥当性を検証し、被援助国政府と協議の上、計画の基本構想を双方で確認し、併せて基本設計と概算事業費の積算等を行うことを目的とするが、調査結果は、あくまでも日本政府が当該計画を無償資金協力として承認するに当たっての基礎的資料（判断材料）に位置付けられる。

なお、当然のこととして、要請内容の全てが協力対象となるのではなく、我が国無償資金協力学スキーム等を勘案し、基本計画が策定される。

また、無償資金協力の実施に当たり我が国は、被援助国側の自助努力を求める立場から、被援助国にも必要な措置を求めている。この措置が実施を担当する機関以外の所管事項である場合でもその実施の担保を求めており、協議議事録を通じて先方政府の関係機関全てと確認する。

(2) コンサルタントの選定

交換公文（E/N）の締結により決定された後のコンサルタントの契約については、基本設計調査と詳細設計業務の技術的一貫性を保つ必要性から、JICA は基本設計を実施したコンサルタントを被援助国政府に推薦する。

3. 無償資金協力学ーム

(1) 交換公文の署名

無償資金協力の実施に際しては政府間の合意およびE/Nの署名が必要である。E/Nでは当該プロジェクトの目的、供与期限、実施条件、限度額等が確認される。

(2) 供与期限

供与期限は、我が国の閣議決定の行われた会計年度内とする。この間にE/Nの署名からコンサルタントおよびコントラクター等との契約を経て、最終的な支払いを含めて全ての業務を終了しなくてはならない。

但し、天候等止むを得ない事情により搬入、据付、工事等が遅延した場合には、両国間の協議により一年間（一財政年度）の延長が可能である。

(3) 無償資金協力による贈与は、原則として日本国および被援助国の生産物並びに日本国民の役務を購入するために、適正かつ専らに使用される。ここでいう日本国民という語は日本国の自然人またはその支配する日本国の法人を意味する。

なお、無償資金協力では、両国政府が必要と認める場合には、第三国（日本国および当該国以外）の生産物の購入あるいは輸送等の役務の購入も可能である。但し、無償資金協力ガイドラインに従い、無償資金協力を実施する際のコンサルタント、施工業者および調達業者のプライムコントラクターは日本国民に限定される。

(4) 「認証」の必要性

当該国政府または政府が指定する当局が行う日本国民との契約は、円貨建て締結され、かつ、日本政府による認証を必要とする。認証は無償資金協力の財源が日本国民の税金であることによる。

(5) 被援助国に求められる措置

無償資金協力の実施に際し当該国政府は、以下のような措置を求められる。

- 1) 施設案件の実施に当たっては施設建設に必要な土地を確保し、かつ、用地の整地を行うこと。
- 2) 用地の整地を行うに際しては、用地までの配電、給水、排水、その他の付随的な施設の整備、工事等も併せて行うこと。
- 3) 資機材等の案件については、必要な建物等が確保されること。
- 4) 原則として無償資金協力に基づいて購入される生産物の港における陸揚げ、通関および国内輸送等に係る経費の負担と速やかな実施を確保すること。



- 5) 認証された契約に基づき調達される生産物および役務のうち日本国民に課せられる関税、内国税およびその他の財政課徴金を免除すること。
- 6) 認証された契約に基づいて調達される日本国民の役務について、その作業の遂行のための入国および滞在に必要な便宜を与えること。
- 7) 適正使用
無償資金協力に基づいて建設される施設および購入される機材を当該計画の実施のために適正かつ効果的に維持し、使用すること。並びにそのために必要な要員等の確保を行うこと。また、無償資金協力によって負担される経費を除いた必要な維持・管理費等の全ての経費を負担すること。
- 8) 再輸出
無償資金協力に基づいて購入される生産物は当該国より再輸出されてはならない。
- 9) 銀行取り極め
 - a) 当該国政府または指定された当局は、日本国内の銀行に当該国政府名義の勘定を開設する必要がある。日本国政府は認証された契約に基づいて当該国政府若しくは指定された当局が負う債務の弁済に充てるための資金を右勘定に日本円で払い込むことにより無償資金協力を実施する。
 - b) 日本政府による払い込みは、当該国政府または指定された当局が発行する支払授權書に基づいて契約銀行が、支払請求書を日本国政府に提出した時に行われる。
- 10) 支払授權書
当該国政府は、銀行取り極めを締結した銀行に対し、支払授權書の通知手数料および支払手数料を負担しなければならない。

以上



中华人民共和国
中日韩共同研究中心建设项目前期调查
会谈纪要

日本国政府根据 2002 年 11 月达成一致的中日韩共同研究中心构想, 决定实施 "中日韩共同研究中心建设项目"(以下称"项目")有关前期调查, 并委托国际协力事业团(以下称"JICA")实施该调查。

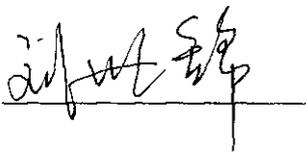
JICA 于 2003 年 4 月 14 日至 4 月 23 日派遣以无偿资金协力部次长海保诚治为团长的前期调查团(以下称"调查团")到中华人民共和国, 与中华人民共和国政府(以下称"中方")有关人员进行协商, 并实施现场调查。

协商与现场调查结果, 双方确认了附文中所记载的主要事项。

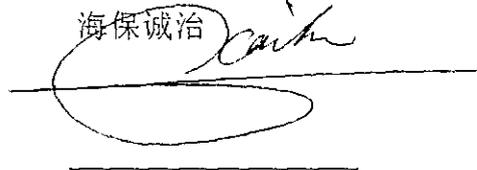
本会谈纪要由正文和附文组成。写成中文版和日文版各 2 份, 中日双方达成一致后签字。两种文本具有同等效力, 各有关机构各执 1 份。

2003 年 4 月 18 日 于北京

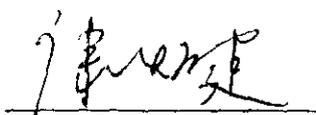
中华人民共和国
国务院发展研究中心
办公厅主任
刘世锦



日本国
国际协力事业团
前期调查团团长
海保诚治



中华人民共和国
商务部
国际经贸关系司 副处长
康炳建



附文

1. 成立共同研究中心的目的

2002年11月由中国、日本、韩国三国政府首脑达成一致的中日韩共同研究构想的目的为促进三国间各项课题的共同研究和人员交流，同时培养三国的人材。

成立共同研究中心的目的为充分利用具有的各种功能，如共同研究的实施或研究成果的发表、有关信息的发布、与有关研究机构的联络、协调功能等，促进上述构想的具体化。

2. 共同研究中心的计划建设地点

共同研究中心的计划建设地点在北京市东城区内。计划建设用地的建设限制及地图如附件1所示。

附件1中记载的总建筑面积是法律所规定的计划建设用地建筑面积的上限。

3. 中方的负责单位与实施单位

本项目的中方负责单位为中华人民共和国商务部,实施单位为国务院发展研究中心。

4. 三国共同研究的实施体制

在三国共同研究实施中，商务部及有关部门、国务院发展研究中心、共同研究中心的关系如附件2所示。

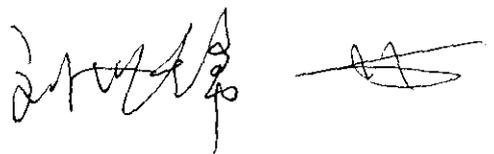
商务部及有关部门负责政策性运行管理，如决定三国共同研究的题目等。国务院发展研究中心为了实施所决定的政策，与中日韩有关研究机构等合作制定研究计划，同时作为三国共同研究构想的中方的窗口，进行联络、协调及其他必要业务。

5. 共同研究中心的功能等

中方提出包括共同研究中心的功能、运转管理体制等内容的项目实施计划，日方确认了其内容。项目实施计划如附件3所示。

6. 中方的申请内容

关于本项目中方对日方的申请内容是，由日本无偿资金合作新建共同研究中心，并提供有关器材。详细内容如附件4所示。



7. 项目名称

中方建议本项目的名称为“中日韩共同研究中心”，正式名称通过中日韩三国协商决定。

8. 无偿资金合作的框架

调查团对附件 5 所示的日本无偿资金合作框架进行了说明，中方也进行了了解。

9. 今后的方针

根据此次调查结果等，日本政府如果决定实施本项目，按照日本政府的指示，由 JICA 实施基本设计调查。

10. 调查计划

调查团(咨询公司团员)到 2003 年 4 月 23 日继续进行现场调查。

11. 其他确认事项

(1)计划建设用地的居民拆迁

中方承诺，如果本项目决定按无偿资金合作实施的话，在另定的期限内，按照中国的有关法规，办理适当的手续，完成居民的拆迁。

(2)设施的功能、规模及所需器材的内容

日方确认了中方提出的共同研究中心的功能、设施内容、规模及其依据。所需器材的具体内容方面，中方将进行研究，制作器材清单，尽快提供给国际协力事业团中国事务所。

中方提出的共同研究中心的功能、设施规模及器材的具体内容方面，中日双方进行进一步研究，谋求相互同意。

- 附件： 1. “中日韩共同研究中心”建设用地概况及地图
2. “中日韩共同研究中心”项目实施体制概念图
3. “中日韩共同研究中心”项目计划
4. “中日韩共同研究中心”申请设施和设备
5. 日本无偿资金合作的框架



附件 1-1

“中日韩共同研究中心”建设用地概况

一. 简介

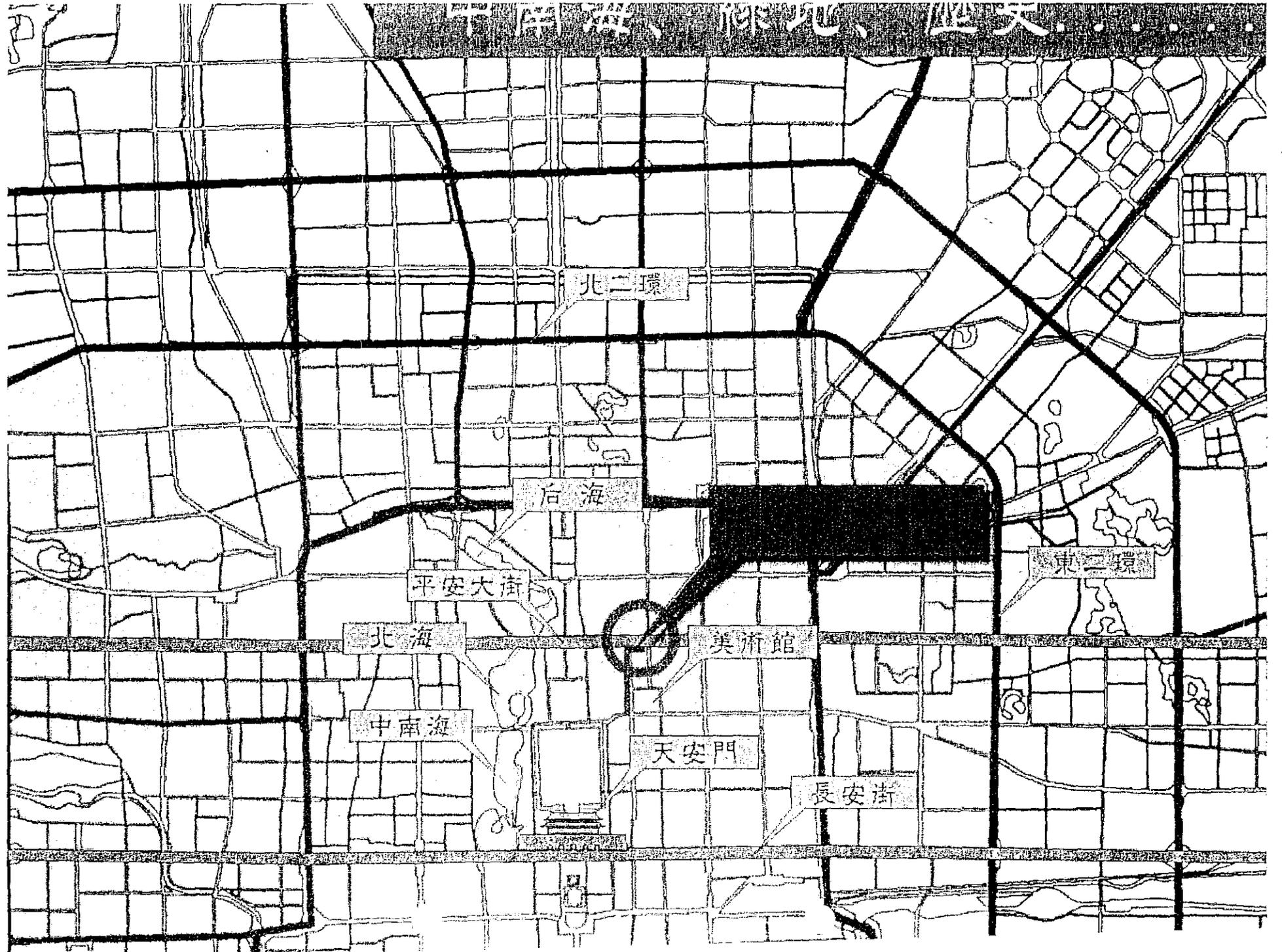
中方为“中日韩共同研究中心”项目准备的建设用地位于北京市东城区内，东临美术馆后街，西临东皇城北街，南临北京市中医院北围墙，北临平安大街。四至清晰，交通便利。

此建设用地总占地面积约 7400 平方米，规划用地面积 5150 平方米，东西长 185 米，南北宽 30 米，代征用地 2200 平方米，可用于绿化使用，用地规划性质为：会所或综合楼。“中日韩共同研究中心”项目可在此建设用地中选择具体位置和面积。

二. 技术参数：

北京市规划委关于此建设用地的主要技术参数为：规划用地面积 5150 平方米，建筑高度为 24 米，容积率为 4.1，建筑控制规模为 21000 平方米。总建筑面积 36000 平方米，其中地上建筑面积为 21000 平方米，层数为 7 层；地下建筑面积为 15000 平方米，层数为 3 层。建筑密度为 60%，绿化率为 20%。

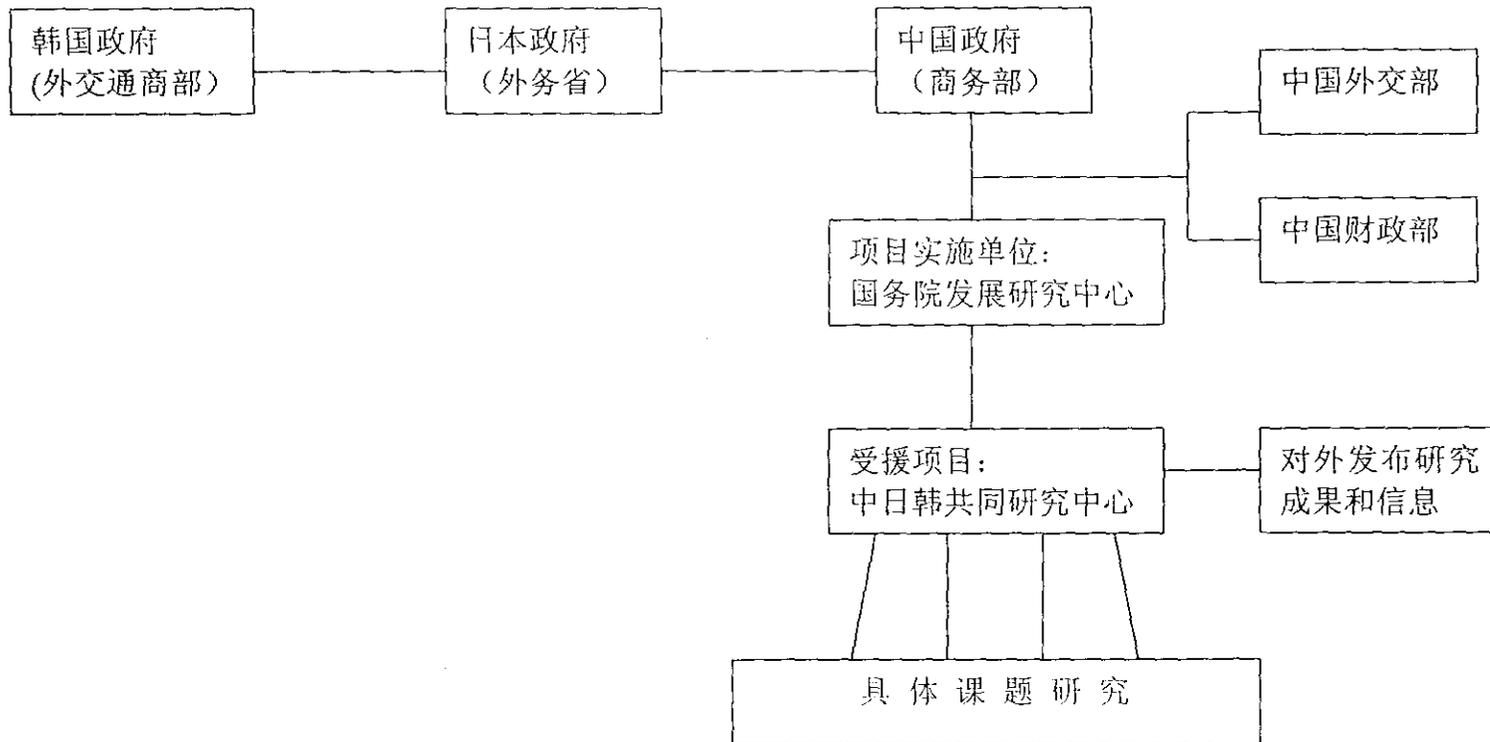




2004/1/20

附件 2

“中日韩共同研究中心”项目实施体制概念图



附件 3

中日韩共同研究中心（暂称）” 项目计划（草案）

根据中日两国政府协商的结果（外经贸部国际司函〔2003〕131号），由日本政府提供无偿援助、拟在北京建立的“中日韩共同研究中心（暂称）”将由国务院发展研究中心作为中方接受单位负责项目实施和建成后的运营管理。为此，我中心经认真研究，特提出有关实施意见。

一、建立“中日韩共同研究中心”的目的与意义

建立中日韩共同研究中心的目的是：通过落实日本首相小泉纯一郎的倡议和三国政府首脑达成的共识，构筑中日韩三国之间合作研究、人才与智力交流机制及网络。建立中日韩共同研究中心可以改善中国有关三国合作与交流的研究和人才培养条件、提高相关人力、信息等资源的开发与利用效率，向三国官产学各界有识之士提供适当的研究、学习和信息交流条件，促进三国之间的合作研究与学术交流。

利用 ODA 资金在北京建设中日韩共同研究中心具有以下意义：一是随着全球化趋势的加快，加强东亚地区、特别是中日韩三国之间的经济合作关系日趋重要，亟待加强对相关问题的研究与交流；二是为了形成区域内的合作研究、人才与智力交流机制，进一步改善中国国内相关领域的研究环境具有重要意义；三是目前中国国内已经存在一些三国或双边的合作研究与交流机制，其中多数属于单一学科，技术性强，需要建立一种具有跨学科、综合性、社会性研究特点的三国合作与交流机制；四是中国现有的相关问题研究机构在研究领域、国际交流的条件、从事多边合作研究的经验等方面存在很大的局限性，为了落实三国首脑关于优先合作领域合作的倡议，应当建设新的机构并对人力资源等重新进行整合，中国目前的经济发展水平尚不具备足够的财力建设新的设施，一定的国际援助将会产生积极作用；五是北京具有相关领域研究机构和专门人才集中、国际交流便利等明显优势，在北京建设中日韩共同研究中心将会大大提高该援助项目的利用效



率和影响。

二、中日韩共同研究中心的主要功能设想

1. 组织并参与三国之间的研究交流

中日韩共同研究中心首先应当通过加强与三国相关研究机构之间的联系、建立合作研究交流机制等方式，在推动有关共同关心的地区合作问题的研究与交流方面发挥重要作用。具体包括以下内容：承担并推动经三国领导人倡议、从2000年正式启动的三国研究机构的经济领域合作研究项目；参与、支持目前正在进行的“沙尘暴”、“中日韩语言自动翻译支持系统”以及其他三边、双边交流与合作研究交流项目；启动三国政府以及民间机构倡导下的其他合作研究机制、建立三国官产学论坛，为三国相关人员提供直接对话的条件；与三国有关研究机构和其他机构、专家进行相互访问、建立广泛的意见交换渠道。

2. 从事中日韩交流与合作问题的研究

中心以研究活动为主，内部需设专门从事中日韩三国乃至相关地区研究的部门，除从事三国政府核定的合作研究项目之外，可接受来自三国政府部门、企业、学术机构和其他团体的委托研究项目。研究范围将涉及经济、环保、能源、文化交流、国际关系、人力资源开发等领域。

3. 接受来自中日韩三国的客座研究员与访问学者

为进行三国官员、学者和企业人士之间经常性的国际合作研究与智力交流，中心可根据研究课题的需要，定期或不定期地邀请来自中日韩三国的专家进入中心从事短期合作研究，也可接受从事其他与三国交流与合作有关问题研究的专家。

4. 举办研讨会和为相关会议提供服务

为了深化研究工作、交流与宣传研究成果，中心需定期或不定期地举办与中日韩三国交流与合作问题有关的形势分析会、研讨会、学



术报告会和专题讲座；为三国经济领域合作研究机制的工作会议、官产学论坛等提供完善的工作与会议条件。同时，本着支持与促进三国智力交流的精神，中心应为其他政府机构、学术团体或机构举办的与三国问题有关的课题研讨、会议提供基本会议条件。

5. 组织由三国官员、企业人员参加的专题研修活动

促进人才培养与交流是三国合作的重要内容之一，也是三国领导人所达成的共识。为了贯彻这些意见，提高从事与三国交流与合作有关工作的官员、企业的素质和法规知识水平，中心需将组织官员和企业人士围绕相关问题开展研修活动作为工作内容之一，为研修提供专家授课、多媒体教学、资料检索、研修室等较为完善的条件。

6. 建立中日韩相关信息系统并提供信息服务

中心需建立有利于三国交流的信息系统，以落实领导人和经济部长会议达成的共识。主要内容包括：1) 建立三国数据库：收集三国共同关心领域的数据、资料；2) 建立内部网络化工作系统，多媒体教室和研究人員工作室全部配备计算机并且联网，研究人員和学员可以利用计算机进行讨论，查调中心数据库内的资料和上网；3) 三国合作研究机构共同建立和维护因特网信息平台，连接三国官方和民间网站，用中日韩英四种文字公布研究成果和数据库信息。4) 小型图书馆：收集三国法律法规、技术标准、统计年报以及与课题研究有关的书籍报刊和资料。另一方面，为了加强内外学术和信息交流，中心应定期或不定期地邀请内外官员、专家就三国政府、企业和专家共同关心的问题在网上发表言论、进行讨论，为社会提供高层次的智力和信息服务。中心内部的数据库和图书资料也可向其他人士提供信息服务。

三、中日韩共同研究中心建成后的运营管理体制

1. 中日韩共同研究中心的性质

中日韩共同研究中心建成后，将对外独立挂牌，同时按照中方管理体制，作为国务院发展研究中心下设事业单位进行管理，属非营利性机构。该中心的负责人、行政管理人員和研究人員由国务院发展研



究中心负责委派或招聘。

2. 中日韩共同研究中心内部组织机构

中心设主任 1 人，受国务院发展研究中心委派，全面负责中心日常运营、研究项目和人事管理等工作。设副主任若干名，负责协助主任进行课题研究、国际交流、信息资料管理、后勤服务等工作的协调管理。

中心内部需设立以下部门：

办公室：负责中心财务、设施维护、后勤服务、人力资源开发与 管理，负责组织与协调国际交流活动、承办会务。

研究室：按照不同研究领域设置 3~4 个研究室，分别负责组织、协调与中日韩三国有关问题的课题研究和交流活动。

信息资料室：负责内部网络和网页的建立、制作、维护；负责图书资料的收集、整理和管理；负责数据库的建立、维护和内容更新；负责研究成果的印刷、出版与宣传。

3. 中日韩国共同交流中心运营经费来源

中心负责人、研究人员、管理人员及服务人员的薪酬和日常业务经费开支，中心全部设施的维护、更新和管理费用，开展三国合作研究与交流活动需要中方负担的研究经费、会议经费资料费、宣传费以及其他正常运营所需要的经费开支将由国务院发展研究中心承担。

四、中日韩共同研究中心需配备的基本设施

1. 中心需具备的条件

根据上面所列功能，中心需要经常进行三国间的合作与交流活动及相互访问。中心每年将接待来访外国代表团 100 批、400 人次。年度接待来自中、日、韩三国的客座研究员和访问学者约 60 人次（同时接待人数最高为 30 人）。

中心每年参与组织并完成三方或双方合作课题 2~3 项，年度应启动或进行各相关领域的 1~2 项专题研究。



中心每年度可安排学术报告会 12 次、中日韩知识讲座 24 次，形势分析会 4 次，接待与会人员 2000 人次；主办大型研讨会 2 次，可容人数 400 人次；举办专题研讨会 6 次，可容人数 300 人次；举办研究人员工作会议 80 次，参加人数 600 人次。

中心组织由三国官员、产业界人员参加的专题研修活动，每年度可安排 4 期研修班，接纳研修人员 400 人次。同时还可以为其他机构举办各种研讨会提供会议服务、接待与会人员 2000 人次。

为此，中日韩共同研究中心应具备接待来访、提供会议和研究场所、资料及数据库查询、以及向客座研究员提供基本的居住和膳食服务的设施和条件。

2. 基本设施

办公室：用于中心管理人员和服务人员日常办公；

学术报告厅：用于举办学术报告、研究成果信息发布；

多功能厅：用于举办大型研讨会、中心研究成果展示会和其他三国间交流活动；

会议室：用于中小规模的研讨会、研修活动和课题讨论使用；

小型会客室：用于接待来访客人；

研究室：用于中心专职研究人员的研究、办公；

客座研究员室：用于客座研究员和短期访问学者的研究工作；

客座研究员生活设施：用于客座研究员或短期访问学者的食宿，包括宿舍、活动室、洗衣房、餐厅、厨房（可兼为中等规模会议提供就餐服务）、咖啡厅；

信息中心设施：用于信息交流的数据库和网站的相关设备、供研究和研修人员查阅资料的专业图书资料馆；

研修设施：用于研修活动，包括多媒体教室、研修室；

其它附属设施：包括地下停车场、闭路监视保安系统、卫星电视接收系统、信息中心和数据库所需硬件设备、中央空调、以及其它必要设备等。



五、中日韩共同研究中心项目前期筹备实施管理体制

按照协议，日本政府将以无偿援助的形式为“中日韩共同研究中心”提供建筑物和必要器材，并在中心建成后提供一定研究经费；韩方将在该中心建成后以参与课题研究的方式给予适当的支持；中方接受单位则需负责选定和清理建设用地以及其他前期准备工作和建成后的运营管理、研究工作。

为了落实好援助项目的实施工作，国务院发展研究中心专门成立了工作小组。其职责是：制定实施计划和建成后的运营管理方案、整理日方要求的中心简介书面资料、接待日方调查人员来访并就中方设想进行说明、选定建设用地和申请相应经费预算、以及其他必要的前期准备工作。

中日韩共同研究中心项目实施工作小组：

小组负责人：孙晓郁（国务院发展研究中心副主任）

小组成员：

刘世锦（国务院发展研究中心办公厅主任）

张小济（国务院发展研究中心对外经济研究部部长）

李桐连（国务院发展研究中心国际合作事务局局长）

孙兰兰（国务院发展研究中心国际合作事务局副局长）

郭兴旺（国务院发展研究中心办公厅副主任）

赵晋平（国务院发展研究中心对外经济研究部副部长）

张琦（国务院发展研究中心对外经济研究部处长）

蒋希蘅（国务院发展研究中心国际合作事务局项目官员）

协调人：赵晋平、孙兰兰、郭兴旺

联系人：张琦、蒋希蘅

（联系电话：65233370、65236066；传真：65236060）



附件4: “中日韩共同研究中心” 申请设施和设备

部门	所需设施	数量	服务对象规模	备注	单位	总面积	
研究部门	研究室(专职研究员)	30	30人		20	600	1200
	客座研究员室	30	30人		20	600	
图书信息部门	书库	1	藏书8-10万册		250	250	1050
	开放阅览室	1	120人		550	800	
	内部阅览室	1	50人		200		
	电子阅览室	1	20人		50		
各种会议室	研修室和会议室(大型)	1	40-50人		100	100	1150
	研修室和会议室(中型)	5	20人	其中1间为多媒体教室	50	250	
	研修室和会议室(小型)	5	10人		30	150	
	多功能厅	1	200人	备同传翻译室	350	350	
	国际学术报告厅	1	100人	备同传翻译室	300	300	
管理部门	主任办公室	1	1人		25	25	175
	副主任办公室	3	3人		20	60	
	部门办公室	3	11人		30	90	
公共部门	小型会客室	3		中/日/韩风格各一个	40	120	580
	活动室	2		动	30	60	
	咖啡厅	1	30人		100	100	
	餐厅	1	100人	厨房配套设施	300	300	
住宿部分	客座研究员宿舍	30间		带独立卫生间	35	1050	1070
	洗衣房	1		用	20	20	
辅助部分	中央控制室(消防、安防)				25	25	105
	电信系统机房及维护办公室				80	80	
	车库	2层	60个车位	地下车库部分			
所需设备	同传设备	1套		中日韩英四种语言			
	保安闭路监控系统	1套					
	卫星电视接收系统及设备	1套		能接收日、韩、英语节目			
	信息中心和数据库所需硬件设备						
	中央空调						
	其它必要设备						
	总计					5330	5330

日本国无偿资金合作的框架

无偿资金合作是被援助国没有偿还义务的资金援助。被援助国购置对本国的经济·社会发展计划有益的设施·资器材及劳务(技术或运输等)时,日本国根据本国有关法律与如下原则赠款,没有采取以日本国直接购买资材·器材·设备等后提供实物的形式。

1. 无偿资金合作的实施步骤

日本国无偿资金合作由如下步骤进行。

申请合作就是第一阶段。日本国政府(外务省)根据被援助国所提出的申请书研究作为无偿资金合作的妥当性,确认优先度高时,指示 JICA 进行调查。

第二阶段的调查(基本设计调查)由 JICA 实施。但原则上本调查是 JICA 与日本国的咨询公司签合同后实施。

第三阶段是审查与承认。根据在第二阶段写成的基本设计报告,日本国政府审查所提出的项目是否符合无偿资金合作的框架之后,提交内阁会议进行讨论。

第四阶段,在内阁会议被承认的项目,由两国政府签署换文,成为正式决定的项目,并开始实施无偿资金合作。

实施无偿资金合作时,JICA 对被援助国政府在招标、合同手续及其他事项方面提供帮助。

2. 调查所占位置

(1) 调查内容

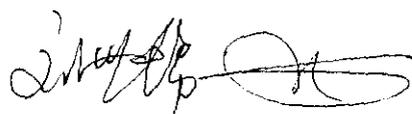
JICA 所实施的调查(基本设计调查)包含申请背景、目的、效果及项目实施所必要的维护管理能力等。项目的妥当性从技术和社会·经济方面进行验证。通过与被援助国政府的协商,双方确认项目的基本构想,同时对基本设计和大致事业费进行估算等。其目的是日本国政府承认无偿资金合作时提供基础资料(判断材料)。

当然申请内容不是全部作为合作对象,考虑日本国无偿资金合作的框架等后,确认基本构想。

此外,实施无偿资金合作时,日本国保持要求被援助国自己努力的立场,因此要求被援助国采取必要的措施。如果应采取的措施不属于项目实施单位的主管工作,还要求对方担保。为此与对方政府有关的所有单位以会谈纪要的形式进行确认。

(2) 选定咨询公司

实施调查之际,决定换文(E/N)后与咨询公司签合同,为了保持基本设计调查与详细设计业务的一贯性,JICA 向被援助国政府推荐该咨询公司。



3. 无偿资金合作的框架

(1) 签署换文

无偿资金合作的实施需要政府间的同意与签署换文。在 E/N 中,确认该项目有关的目的,提供期限,实施条件及限额等。

(2) 提供期限

提供期限为日本国内阁会议作出决定的会计年度内。在此期间内必需完成签署换文、与咨询公司及承包公司(contractor)等签署合同、还包含最终支付在内的所有工作。

但气候条件等在不得已的情况之下,搬入、安装、工程等受到影响拖延时,通过两国政府的协商可以延长一年(一个财政年度)。

(3)原则上,无偿资金是为了购置日本国及被援助国的生产物和日本国民的劳务专门并合理使用。在此提到的日本国民指的是日本国的自然人或其管辖的日本国法人。

另外两国政府认为有必要时,无偿资金可以用于购置第三国(日本国及被援助国以外)的生产物或运输等劳务。但按照无偿资金合作方针,实施无偿资金合作时必要的原承包公司(prime contractor)即咨询公司、施工单位及采购单位限定日本国民。

(4)“认证”的必要性

被援助国政府或该政府所指定的单位与日本国民签的合同应以日元为基准,并需要得到日本国政府的认证。因为无偿资金合作的财源是日本国民的税金之所以需要认证。

(5)被援助国应采取的措施

实施无偿资金合作时,该国政府应采取如下措施。

- 1) 设施建设方面的合作时,应确保设施建设需要的土地,并进行整地。
- 2) 进行整地时,同时进行配电、供水、排水及设施的其他附带工程。
- 3) 资器材等方面的合作时,应确保必要的建筑物等。
- 4) 原则上,承担通过无偿资金合作购置的生产物在港口卸货、通关及国内运输等有关经费,并确保迅速实施。
- 5) 按照被认证的合同采购的生产物或劳务中,免除对日本国民所课的关税、国内税及其他财政税金。
- 6) 按照被认证的合同提供的日本国民的劳务方面,为执行工作入境及逗留期间提供必要的方便。
- 7) 合理使用

按照无偿资金合作建设的设施及购置的器材应为该项目的实施得到合理有效地使用,并配备为此必要的人员等。另外,除无偿资金合作承担的经费以外,应承担项目的实施必要的维护管理费用等所有经费。



8) 再出口

按照无偿资金合作购置的生产物不得从该国再出口。

9) 银行有关规定

- a) 该国政府或被指定的单位有必要在日本国内开该国政府名义的帐户。日本国政府按照被认证的合同,把该国政府或被指定的单位用于偿还债务的资金,以日元拨入该帐户时,就算开始实施无偿资金合作。
- b) 日本政府在合同银行根据该国政府或被指定的单位发行的付款授权书把付款通知单提交给日本政府时付款。

10) 付款授权书

该国政府应对签订合同的银行,承担付款授权书的通知手续费及付款通知单的手续费。

